

第三十八回国会 文教委員会 議院 議 録 第十九号

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 濱野清吉君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 中村庸一郎君

理事 米田 吉盛君 理事 小林 信一君

理事 高津 正道君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 上村 千一郎君

大村 清一君 田川 誠一君

高橋 英吉君 千葉 三郎君

灘尾 弘吉君 松永 東君

松山 千恵子君 八木 徹雄君

井伊 誠一君 野原 覺君

前田 榮之助君 三木 喜夫君

村山 喜一君 鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席府委員

文部政務次官 額 彌三君

文部事務官 内藤 三郎君

(初等中等教育局長)

文部事務官 福田 繁君

(管理局長)

委員外の出席者

議員 山中 吾郎君

文部事務官 木田 宏君

(大臣官房総務課長)

文部事務官 村山 松雄君

(大学学術局長)

文部事務官 犬丸 直君

(大学学術局長)

文部事務官 石井 昂君

專門 員

四月二十五日

委員井伊誠一君辞任につき、その補

欠として佐々木三君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十六日

委員佐々木三君辞任につき、その

補欠として井伊誠一君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

教育職員免許法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第一四二号)

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七四号)

学校教育法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係法律の整理に関する

法律案(内閣提出第一七五号)

学校教育法の一部を改正する法律案

(山中吾郎君外九名提出 衆法第一

四号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法等

の一部を改正する法律案(山崎始男

君外九名提出、衆法第二二号)

〇濱野委員長 これより会議を開きま

す。

教育職員免許法等の一部を改正する

法律案、学校教育法の一部を改正する

法律案(山中吾郎君外九名提出、衆法

第一四号)、学校教育法の一部を改正

する法律案(内閣提出第一七四号)、学

校教育法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係法律の整理に関する法律案

及び義務教育諸学校施設費国庫負担法

等の一部を改正する法律案(山崎始男

君外九名提出、衆法第二二号)を一括

議題とし審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。三木喜夫君。

〇三木(喜)委員 教育職員免許法等の

一部を改正する法律案の提案理由の説

明がなされましたが、それを聞き、な

おその内容を検討していきまますとき

に、免許法の目的を大きくゆるがすよ

うな疑義がありますし、また今次の改

正案では非常に賛成の面もあるわけ

です。そこで、冒頭大臣にお伺いした

のですが、この免許法の改正案を出さ

れましたが、このように解釈してこの

許法の目的をどのように解釈してこの

法案を出されておるかということにつ

いて、最初にお聞きしておきたいと思

います。

〇荒木國務大臣 教職員の免許制度

は、申し上げるまでもなく、教職員が

その職務執行につきましても、基本的な

資格を定めるものでございまして、そ

の基本線は守りながら、しかも時代の

進運に伴いまして必要とする免許方法

ないしは内容はそれに応じてある程度

の順応性を持つていくべきもの、かよ

うな考え方のもとに当面の必要に応じ

ていこうという考え方で立案いたして

おる次第でございます。

〇三木(喜)委員 もちろん免許法の目

的とするところの基本線を守りながら

ということでございますが、それが守

られていないというような感じを持つ

のです。その目的について明確に一つ

お答え願いたいと思う。そうでなか

たら以後の審議につきまして支障を来

たすおそれが私はあると思ひます。そ

こを明確にお願いしたいと思ひます。

〇荒木國務大臣 先ほども申し上げま

した通り、教育内容等もだんだんと時

勢の進運に応じて変化して参ります

し、充実に参ります。その求めに応

じるためには、従来通りの免許の種類

等ではまかない得ない面もあらうかと

存しまして、そういう点を考慮して必

要な改正を加えたい、かような考え

方でございます。

〇三木(喜)委員 改正面を主張されて

おりますけれども、その目的とすると

ころをいつて、そうして改正するとい

うことが私は何よりも大事じゃないか

と思うのです。その目的を解明して、

そうして改正面について時代の進運に

合致するということを主体に置くところ

で免許法がゆがめられるのではないか

と思うので、もう一回目的をどうい

う工合に押えられておるかをお聞かせ願

いたいと思ひます。

〇荒木國務大臣 もっと具体的にお答

え申し上げた方が適切かと思ひますの

で、政府委員ないしは説明員からお答

えすることをお許しいただきます。

〇村山説明員 教育職員免許法の目的

は、法律の第一条にも掲げております

ように、教育職員の免許に関する基準

を法令の定めるところによらしめるこ

とによりまして、教育職員の資質の保

持と向上を目的としたしております。

〇三木(喜)委員 その線に従ひまして

しは資質の向上、保持というこの免許

法

の

資質の保持と向上というものを考えて

みますときに、私たちはこの免許法の

裏にある問題は、教育界にやういふ人

材を吸収しなければならぬというこ

が意図されておると思うのです。そう

いう点について、免許法が表面は資質

の保持と向上、こういう工合にうた

てありますけれども、内面的にその人

材を大きく教育界に吸収しなければ

ならないというこの必然性をうたて

ると思うのですが、その点はどうで

すか。

〇村山説明員 免許法の目的をもう少

し具体的に申し上げますと、教育職員

の資質をいたしましては、大学ないし

教員養成機関におきます一定の修業年

限と一定の単位の修得によって教育職

員の資格を定めていく、これが基本

的な考え方になっております。基準と

いたしましては、法律におきまして非

常に大まかな修業年限と単位の数の基

準をきめまして、それから細目につ

きましては施行規則におきまして具体

的にどういふ教科についてどれだけの単

位を取るといふことをきめまして、そ

ういう最低基準を法令で定めることに

よりまして、広く一般の大学ないし教

員養成機関におきまして、教員を志望

して法令の定めるところの修業年限と

単位の基準を満たした者が、広く教員

になることができる道を開いたという

のが、教育職員免許法の基本的な理念

でございます。

〇三木(喜)委員 その基本的理念ない

しは資質の向上、保持というこの免許

法

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

法の目的を大きくくずしたときには、はたしてどういふ結果がくるかということについてお答え願いたいと思います。

○村山説明員 免許法の理念をくずした場合にどういふことになるかというお尋ねでございますが、現在提案いたしております教育職員免許法等の一部を改正する法律案におきましては、免許法の理念を前提といたしまして、現実の必要にも適応するごとく所要の改正を試みたものでございまして、免許法の理念をくずしたものと考へておりませんので、その結果につきましても、この改正によりましてよりよく現在の教育界の実情に適合していけるものと考へております。

○三木(喜)委員 その点につきましてもは以後触れていきたいと思います。

それから第二点といたしまして、免許法を改正するにあたりまして、たとえば、実習助手の問題につきましても、学校教育法あるいは教育公務員特例法、給与法等、これらの方との調整が必要だと思ふのですが、その点について文部省としてはどのように考へておられるか、これも前提として聞いておきたいと思ふのです。

○村山説明員 実習助手のあり方、身分、資格等につきましては、学校教育法、教育公務員特例法に従来規定されておりましたわけで、学校教育法におきましては必要に応じて置き得る職員ということになっております。実習に關して教員の職務を助ける職員ということに相なっております。教育公務員特例法におきましては、教育公務員に準ずる扱いがなされているわけでございします。教育職員免許法におきま

ては、従来学校教育法で純然たる教育職員の扱いをなされておりました関係で、教育職員としての扱いがなされておらなかったわけでございしますが、現実の問題といたしましては、実習助手は現場で必要な職員でございまして、実習助手として勤務するかわり、教員としての研修等を積み重ねることによりまして、教員になる道を開くことが、現場の実情から必要と考へまして、教育職員免許法におきましても、臨時免許状を有する助教諭が教諭になる場合の上申の方法に準じまして、実習助手が教員の資格を得る道を開いたわけでございします。そういう関係で、学校教育法ないし教育公務員特例法、教育職員免許法を通じて、実習助手のあり方についてのバランスをとったというのが、今回の改正の趣旨でございします。

○三木(喜)委員 実習助手等についての身分の明確化がどうしても関係係の上には大事だと思ふのですが、この点につきましても後ほど触れていきたいと思います。

このたびの教育職員の免許法等の一部を改正する法律におきまして、われわれが第一に感じますことは、さきの国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法においても、免許法を乱すおそれがありとしてわれわれは反対して参つたわけでございしますが、このたびの教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきましても、その心配があると思ふのです。資質の向上、保持が目的であるとして、免許法の目的をそこにおいておられますが、その後大臣も言われましたように、必要に応じて簡素化するとか、改善するという名の

もとに、法律案要綱の第四にもありますように、「工業または数学もしくは理科の教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合に必要とする教職に關する専門科目の単位の修得は、当分の間、工業の教科の場合に於てはその全部の単位について、数学もしくは理科の教科の場合に於てはその半数までの単位について、それぞれ、当該教科に關する専門科目の単位の修得をもって、これに替へることができるよう特例を設けるものとすること」とうたいまして、さきの工業教員養成所の問題も、産業界からの要請もだしがたいという考へ方がありました。このたびは教員が得にくいという立場と、それをもう一歩探ってみますと、やはり技術教育を偏重するというような考へ方から、こういった便法がとられていのように思ふのです。ここに免許法の目的を誤るところがあるのではないかと思ふのですが、その点の御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○村山説明員 ただいまの御質問は、高等学校の工業と理科と数学の教科の免許状を取得する場合におきまして、教職に關する専門科目の単位の修得を教員に關する専門科目の単位の修得に置きかえることが教員の資質を低下せしめるのではないかと、免許法の体系を乱すのではないかと、御質問だと存じますが、この点につきましても、従来ともこのような例外は一部実施しておりましたわけであります。具体的に申し上げますと、教員の資格取得の要件といたしまして、先ほど、学校等における修業年限と単位の修得によつてきめると申しましたが、単位の修得は大別しまして一般教育とそれから教職に關

する専門科目、たとえば教育原理とか教育心理学とか教育実習とか、そういう科目の単位と、それから教科に關する専門科目、つまり数学の教員になる場合でしたら、数学に關する専門科目の単位のバランスによつてきめられることになっております。具体的に高等学校の場合で申しますと、高等学校の教諭二級免許状を取る場合には、大学四年を卒業いたしまして百二十四単位を取つて学士号を取得する。この百二十四単位の内訳といたしまして、一般教育は三十六単位、教職に關する専門科目は十四単位、教科に關する専門科目を四十単位とすることが原則になっております。ただ、この原則を実施する場合、特定の教科につきましては、教員の資格取得者が需要に對して不足する場合、従来ともございしました。この場合、教職に關する専門科目というものは一般の大学では概して取りにくい、そこで教職に關する専門科目の単位を教科に關する専門科目の単位の修得の一部置きかえて資格の取得要件とするということが、芸術関係の教科並びに産業教育関係の教科につきましては、従来とも一部そのような例外規定が設けられておつたわけでございします。従来は芸術教科等について、教職に關する専門科目の十四単位の半分を、専門教育の教科に關する専門科目の単位の修得に置きかえておつたわけでございしますが、この際工業の教科につきましては、特に需要に對する供給の不足等を考へまして、教職に關する専門科目の単位の全部を、教科に關する専門科目の単位の修得に置きかえてまして、理科と数学につきましては、従来原則では十四単位の教職に關する専門科目を

修得するところを、半分だけ専門科目の修得に置きかえたわけでございします。こうすることによりまして、教職に關する専門科目につきましては若干履修量が減るわけでございしますが、反面教科に關する専門科目の履修量はふえるわけでございします。教員の資格要件としての一般教育、教職科目、それから教科に關する専門科目の三者は、いずれを重しとすることも一がいに言えないわけでございしますが、場合によつては教職に關する専門科目が多少不足しても、教科に關する専門科目の方を十分やつた者が教員の資格を得ることができるといふ措置を講ずることによつて、教員の需要を充足するという措置は必要なものと思へられます。従来ともやつておりましたわけで、今回それを一部拡張したという関係に相なるわけでございまして、今回の改正によりまして、特に従来の考へ方を根本的に変へるといったようなことにはならないかと考へております。

○三木(喜)委員 私が今質問いたしましたのは、こういうすりかへることによつて、教育職員の免許をそれ自体の目的に對して、資質が低下するという問題に對して、資質を低下しないか、あるいは向上という面からは背馳しないかという点をお聞きしたのでありますが、置きかえることによつて多少は教職科目の不足はできるけれども、大して影響ない、このように御答弁になったように思ふのですが、どうですか、やはり資質は低下しない、こういうような確信を持つてこの改正案を出しなされておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○村山説明員

工業のように、特に民間との需要の競合関係に立つ教科の教員につきましては、教職課程の履修をあくまでも厳守する場合におきましては、工業に関する知識、技術が優秀な者が教職課程をとれないために教員になれないという事態になるわけでございます。そうなりますと、工業教育自体におきまして、工業の専門科目に十分な知識、教養のある者が教員として迎え入れられないことになりまして、従いまして、教職課程の単位の修得を工業に関する専門科目の単位の修得に置きかえることによりまして、「三年にするからそうなるのだ、四年にしたからそうならぬ」と呼ぶ者あり。教職に関する専門科目はとれないが、その分だけ工業に関する専門科目を修得することによって、教職課程につきましては履修いたしません、工業に関する専門の知識、技術は十分修得した者が工業教員になり得る道を開くわけでございます。しかも今回は臨時措置でございます。一方におきまして、教職課程をとって教員になる者を禁じておるわけではございませんし、現在工業教員の供給が非常に不足するという事態をしのぐためには、かかる措置を講ずることの方が実情に沿った措置であると考え次第でございます。

○三木(喜)委員

問題は、臨時措置だからというのでない点が出てくる。しかしながら、根本的な問題として、先ほど言いましたように、教科の方の単位はあり余る、しかしながら教職はない、しかし、それを教科の単位によって埋めることによって教師となり得る、これは明らかに便法であり、臨時措置とされておる通り便法

でありまして、これは大臣の言葉をかりて言いますならば、改善の策だ、それをあなたの方では、實質が低下するか、低下しないかという問題についてお答えを願いたいのです。ただ、教師となり得るのだというので、何でもそういうことをされたらたまたまものじゃないのです。教育界にこうした免許法の規定をあなた方が専門で作っておきながら、都合によってそれを乱すというようなことをされては、たまたまものではないということをお願いしたい。そこで教職と教科というものを専門家の立場でどういう工合に結んで考えられておるか、ただ組み合わせて、便法をとってさえおれば教師になれる、そんな考え方では免許法の一部改正をされたら、それこそ重大な問題だと思ふ。事は小さいことのように思っておられるかもしれませんが、現場においては大きな影響がありますので、その点は明確にお答えを願いたい。

○荒木国務大臣

先ほど来御指摘の点はある程度当たっておると思ひます。この提案はさつきも説明員から申し上げましたように、当面のやむを得ざる必要に応ずる便法の意味もございまして、またいつかもお答え申し上げましたように、国立工業教員養成所なるものが臨時的な措置であるというところは、改善の措置であるというところは、提案しました私どもも認めざるを得ない点と思つております。そこで今度の免許法の一部改正にいたしまして、御指摘のごとく免許法の総則に掲げる目的は、むろん厳然と守らねばならぬことは万々承知するものではございませうけれども、現実には工業教員がなかなか入手困難であるということは否定

し得ない現実でございます。その現実に立ちまして、なし得る改善の策は何だということをいろいろと考え合わせまして、すでに御審議願いました臨時養成所ないしはそれに関連をいたします。御指摘の部分に関連した問題かと思ひますが、これもやむを得ざるしばらくの間の改善の策、それ以外に方法がないのだということ御理解をお願い申し上げたいと思つておる次第でございます。教職科目の履修が免許法の本則とするところからいって十分でないことは重々わかつてはおりますけれども、少しでも早く教職員を充実しなければ学校教育に欠陥を生ずるということからいたしまして、改善の措置と考へ、臨時的な措置と考へておるわけでありまして、もとより免許法の意図します本則に、一日も早く立ち返ることを期待し努力しながら改善の策を遂行していきたい、かような考へ方でございます。

○三木(喜)委員

大臣の方から、實質が多少低下することはある、改善の策だということの御答弁をいただいたので、それ以上この問題を追及する必要はないわけでありまして、ただこうした法案を出される中で、すでに教科が改定になって、その教科の改定に即応するために各地に伝達講習等をなさつておられるわけなんです、そうしたことをこれを関連させて、ただ知識技能をもつてそうした教職に置きかえるという機械的なやり方だけでなくして、實質的に現場を充実させるという考へ方に立てば、こうした教員の講習会を開き、そして教職の不足を補うというやうな措置もあわせ考慮しなければ、

ただ改善の策がいたし方ない、教員の入手困難だ、欠陥を補えないのだということだけでこれを過ぎていくことになりまして、便宜主義的に今後こうした法案が随時随所において変えられる危険性が出てくる、そういう裏づけを十分持った上でこの法案を出されるならば納得がいくのですが、そうした講習会等、欠陥に即応する方途をお考えになっておるかどうかということをおあわせお聞きしておきたい。

○村山説明員

この特例措置によりまして工業教員の資格を取得して教員になる者に対しては、講習会等を行なう計画は現在持ち合わせておりませんが、この措置によりまして教員となる者につきましては、現場の工業高等学校長協会等におきましても、こうした工業に関する知識技術の十分な教員が得られないから、これは便宜的措施としてお願いするので、受け取る側におきまして、これらの者が教職に関する知識教養が不足しておるということ承知の上でお願いするのだから、受け取った上で教職に関する知識教養の不足を補うやうな措置につきましては、校長側におきましても十分考へるといふやうなことでございまして、教員は新規採用になりますれば、高等学校等におきましては新卒教員の研修等も各県各校におきまして行なわれることは、最近ではかなり普通の例になっておりますので、そういう措置と合わせることにによりまして、何とか工業に関する専門の知識教養だけは十分な教員を工業高等学校に迎え入れたいというのが趣旨でございます。その点につきましては校長側におかれましては配慮をなされておるやうでございますし、今

後の事態と見合わせて、適切な処置をいろいろ考へねばならぬのじゃないかと思つております。

○三木(喜)委員

何かくつの上からかゆいところをかくやうな変な御答弁なんです、今この御答弁を聞いております、こういうことになりませんか。校長が今後十分こういうことを考へるやうな状況です、だからやるだろう、それをわれわれは信じておるのだというやうな工合に聞かせるのですが、私の申し上げておるのは、こうした法案を出したのは文部省において出されたんですから、こうした行政指導がなされるのか、あるいはそういう予算がこれについて裏づけとして組まれるとか、あるいはそういう計画が持たれるとかいふやうなことを努力をするということなればわかるのですけれども、校長やあるいは地方でそういうことがやられるであろう、こういうことが教育問題に關していつも答弁をされておつてはわれわれは納得しないですよ。現場をふまえてきた者としては、こういう言い方はまことにつらいです。だからそこを明確にさせていただきたいと思ひます。最初からこんな態度で答弁されておることは、私は非常に不愉快に思ふのです。物事はごまかしで済まないですよ。一つ明確にして下さい。

○荒木国務大臣

ただいま三木さんのおっしゃることは私もごもっともだと思ひます。工業教員養成所に関連しての御質問について申し上げた記憶がございまして、先ほど申し上げた通り、あくまでも臨時の改善の措置でございます。何がしかの欠陥はやむを得ないことと思ふのですけれども、だからといってはつたらかすわけには

むろん参らないことと思ひます。そこでせめて当面は工業教員養成所の所長以下の職員に期待すると同時に、本来工業教員たらんと欲して養成所に入ってくる人、あるいはその他の大学卒業生にいたしましても、教職科の欠陥を補わんとする意欲を持った人の使命に期待すると申し上げたのですけれども、期待するだけではむろん話になりませんが、少なくとも心がまえには期待できるものがあるであらう。その使命をさらに充実する方向に固としても協力すると同時に、今御指摘の通り現職教員と申しますか、三十七年度以降においては予算措置も講じて、機会あるごとにこの何がしかの欠陥を補うということをやるとしても協力して、なるべく免許法の期待するようにならに持つていくという努力が必要かと思ひます。三十六年度予算に現職教育のための経費等を掲げておりませんが、三十六年度から予算の裏づけのものとにやるのだという事は申し上げかねますけれども、三十七年度以降においてはぜひ御指摘のような努力を重ねていきたいと思ひます。

○三木(喜)委員 大臣からああいう答弁がありましたので、まことにけっこうだと私は思ひます。そのように一つ教職というものの対する考え方をはっきりとここに持っていたら、両者かね備えることが教員として十全の資質であるということを十分把握して、免許法をすでに立てられたのでございませうから、そういう立場に再び帰って、これを充足して足らざるを補つていただかなければならないと思ひます。かつて私も申し上げたことがあると思うのですが、教師となる場合、や

はりその資質、特に教職に關するところの道具立ては十分にしておかなければいけないという根本的な考えを持つておるのです。それは、冗漫になるかもしれませんが先がた課長の方からお話がありました知識と技術を持つておるからという、これが一番危険なのです。知識と技術を持つておるから教師たり得るという考え方は、まさに私は危険だと思ひます。かつて大正年間に鈴木弁蔵を殺した山田憲という東大出でしたか、大学の男がばらばらにして人殺しをしたことがある。このとき私は小学校の教師から強く銘記される言葉を聞いて、いまだに忘れ得ないので、ただ知識と技能だけを持つておつても、教養のない人間はこういうことをやる、何ぼ勉強したてだめだということをかつて教師からも聞かされたし、私は自分の親からもそういうことを聞かされたことを覚えております。そうすると、この免許法というものとその問題を結びつける

ときに、教職と教科と、こういうものが一体化するところ、文部省がすでに立てられた免許法の意義が私にあるのだと、こう思ひます。従いましてその点は来年度におきましてそうした措置をとりつつ、そうした欠陥を充足していきたいという御答弁を得ましたので、この点につきましてはけっこうだと私は思ひます。

次に、これに關連いたしまして臨時措置でございしますが、先がたおっしゃったように、こういう措置をとれば教師が得やすいというお考えでしたが、さて笛は吹いたけれども人は集まらないうようなことが、依然免許法をこういふ一部改正しても起

こるのではないかと、このことを懸念するものです。それに対する当局の、こういうことをやることによってこのように得やすいというデータなりあるいは確信があれば一つ聞かしていただきたい、こう思ひます。

○村山説明員 現在大学の工学部を卒業する者は年間にだんだんふえておりますが、昨年度で約二万人ございまして、二万人のうちで教職課程をとりまして工業教員の資格を取得する者は、昨年の三月卒業生で約七百人でございます。従いまして残りの一万九千何名の者は、工学部は出るけれども工業教員の資格をとらないで出るわけでございます。今回の臨時措置によりまして毎年の新卒が、一万九千何名がしかの者が工業教員となる道が開かれるわけでございます。そのほかに従来の卒業生で資格をとらないで会社等に就職しておる者が高等学校の工業教員になりたという場合には、なる可能性が出て参ったわけでございます。しかし現実にはこれだけ工業教員になるかということは、これは採用者側の努力いかんにもよりましようし、それから工業教員の職を志望することを魅力あらしめる待遇改善その他の措置もあわせ講じまないと、はっきり見通しは立たないわけでございますが、それらの点につきまして、先年来産業教育手当とか、それから今回工業教員になる場合の初任給調整手当とか、そういう措置も講ぜられておりますので、相当数が工業教員になるのではないかと期待しております。

○三木(喜)委員 そこに暫定的な措置というところ、うたててございしますが、大體その期間をどれくらいに設定して暫定措置ということをやったておられるのか、その点も一つお伺ひしたい。

○荒木国務大臣 暫定措置であることに間違ひございせんが、さてしからば何年で終わるかとなりますと、見通しが困難でございます。かりに所得倍増ともからみ合わせて考えますとすれば、七、八年ないし十年ぐらいの期間は継続せねばなるまいかと一応考えますけれども、それにいたしまして、今説明員からも申し上げましたように、教職員に対する給与の改善は、一般問題として当然努力されていくべきものでもありませんし、さらにまた民間における科学技術系統の人材の充足の突進いかによりまして、事情も変わつて参らうとも思ひますし、非常に不安定な要素がいろいろあることを総合して判断しなければなりませんから、今申し上げましたように、はつきりと何年という事はむろん申し上げかねます。しかし十年以上におわたることとはなからう、またあらしめてならないうといふふうに私は感じております。

○三木(喜)委員 先がたの御答弁の中に、なるほど高等学校の工業教員を教育界に吸収するためには、こうした法的な措置をとらなければならぬ、なおその上に産振手当とか、それから初任給の調整等行なつて、待遇の上での配慮もなされておる。しかしながらこれも工業教員養成所と同じ轍を踏むのではないかと、このことを心配するので、今のところ七百円という現実的な数字が出ておる。それをさらにこれをやつたことによつて、教育界における者にいゝゆる身分の安定を期して、そうして教育に安定さすという効果はありますけれども、先がたの御答弁の中にあつた、会社におつた者までもこちらに吸収するだけの法的な措置として、これが魅力があるかどうかということに非常に疑問を持つ。その点安易に今もお答えになっておりましたけれども、これは工業教員養成所の問題のときに非常に論議された問題でありまして、こういうことで会社側に行つておつた者が来る、こんなことを簡単に思われておると、これは大間違ひでないかと思ひますが、その点どうですか。

○村山説明員 会社等に現におる人がこの措置によつて続々工業教員を志望するであらうとは考えておりませんが、会社等におられる方でも、御本人の性格なり、家庭の事情その他の事情で教員を志望される方もかなりあるやに承つております。そういう場合、現在の制度ですと、大学在学中は教員になるつもりはなかったで資格をとつてなかつたという人は、もう今さら教員の資格をとる道が全然ないわけでございます。今回、教職課程をとらなくても教員になる道が開けますと、そういう特殊例外的な方が教員になる道が開かれる、かように把握しております。

○三木(喜)委員 この考え方の根本は、所得倍増計画という考え方の中、教員あるいは技術者ということが考えられておる。その根底というのは、大きく物質ということに問題のウエイトを置いておきながら、教員の場合にだけはそうした精神的なものをここに要求している。精神的な立場に立つてそういう人が来るであらうとか、あるいは工業教員養成所の場合、他産業に吸収されずして、その教育の重要性をよく考えてこちらに吸収するのだと

いうような、こういう根本的な考え方
に私は誤りがあるのではないかと思
う。それならそれで割り切って、い
ゆる物質的な立場に立つて考えてお
るという所得倍増計画というものが
出ておるならば、それにまさるとも
劣らぬとまではいかなくても、待遇改
善の面もこれにあわせて考えていか
ねばいけないのではないかと考える
ので、先がた課長の方から端折った
言葉ではありましたが、待遇改善の
問題もこれに関連するというような
話がありました。教育界に吸収するの
には、待遇改善の問題も考えなければ
ならないが、というようなお話があ
りましたが、そうしたことについては、
ただ産振手当がちょっとつく、ある
いはまた初任給の調整だけではこれ
は問題だと思ひます。その点多少言
葉の中に出ましたが、どういふよう
に考えておられますか。

○荒木国務大臣 所得倍増は、何も
業界だけが倍増してその他は居す
わりということではございませんで、
教職員の初めとする勤労者も所得が
倍増するのでなければほんとうの倍
増ではないと心得ておまして、給与
の改善といふのは、一般問題として
当然のことであると同時に、私は大
学の先生以下教職員の給与は、今ま
でよりいふべきは、今までの横の関
係をにらんでのレベルよりも、もっ
と重要視されてしかるべきものと心
得ます。一般のプラス・アルファの
ものが考えられなければ教育という
ものはうまくいかないと、そういう
ことを感ずるものでございまして、
そういうものは、別途、振興して
いく前提のもとに物質的な面は考
慮しておる次第でございします。

○三木(喜)委員 余談になって恐
縮ですが、話がそこへいきました
でもう一つ確かめておきたいと思
うのですが、先がたの課長さんのお
話では、待遇問題も考えなければなら
ぬと言われた。あるいはまた大臣の
お話では、横の関連においてそれ以
上のお話は、プラス・アルファ的な
ものを考えていかなければならぬの
こととおっしゃいましたが、こうした
ことは、言葉やあるいはそういう感
じがあるとかいうことだけでは事
は運ばないと思ひます。所得倍増計
画について、科学技術者の養成の問
題のときに、ここに池田国務大臣が
おいでになり、文部省といふいろ
んな話をせられて食い違ひのあつた
場合にも、池田大臣の方からは確
信を持って述べられた。その確信と
いうことが私は非常に大事でないか
と思ひます。従つてプラス・アルファ
的なものを大臣としてはつづける
というようにおっしゃいますけれども、
さういふようにしてつづけるかとい
ふことは、私は問題だと思ひます。
私は問題だと思ひます。横の関連を
にらみながらということになる。私
の申し上げたいのは、今プラス・アル
ファが教職の場合とられておるとい
ふことを申し上げたいと思ひます。こ
れについては、初任給調整になって
それが現われつつあるのではないかと
思ひます。幾ら八時間労働を強調
いたしましても、子供たちのことを
思へば、それが十時間もあるいは家
庭に帰つても採点をしたりいろいろ
なことをやると、超過勤務を現実
においてやっております。またやら
なければならぬわけなんです。それ
にもかかわらず、教師には超勤手
当がない。

それは、教師の勞働が普通一般職より
も二倍高かった、かつてはそういう
恩恵があつたといふことを聞いてお
ります。それが今度の人事院勧告に
おいては完全に剝奪されておるにもか
かわらず、それさえ目をおいて、そ
ういふことさえもしお知りにならぬ
としたら、プラス・アルファをつづ
けるという話は、私は砂上の樓閣であ
る。絵にかいたもちであると言わざ
るを得ない。そういう初任給でなく
して、超勤手当がないことがい
わゆる教師に対する二倍の増が今
まで各県においてなされておつた
といふこの実態を踏まえての御答
弁を一つ願ひ、兼ねて来年度にお
いてはそういう点を大きく政府に
おいても取り上げられ、今回にお
いては取り上げていけるような方
案を出していただきたいと思ひま
す。さういふ点一つお願いしたい
と思ひます。いかがでしょう。

○荒木国務大臣 プラス・アルファ
と申し上げましたのは正確を欠く
かもしれませんが、私が申し上げた
気持は、たとえば大学教授に例を
とりますと、戦前は大学総長とい
うのは大審院長よりも少し上であ
つた、今日では裁判官よりも下
になつておる。また今で文部省が
、大学教育を中心として申し上げ
れば、予算の面において考えてお
りました一応の目標は、せめて戦
前に返したいといふことを目標に
しておる。ようございしますが、ま
だ戦前に返らない段階でございま
す。五分の三程度によりやくこぎ
つけたと承知いたしておりますが、
戦前に返ることを第一目標として、
さらにその戦前も、他の職種との
比較においてもプラス・アルファ
的な考慮を加へるべきものだと思
ひます。

私は理解しておりますので、一般的
な表現としてプラス・アルファと
申し上げたのですが、その考え方は
ずっと小学校の先生に至るまで同
じ気持が貫かれています。さうい
ふことで努力していくべきもので
、感じを述べ、言葉に言つただけ
ではいかぬとおっしゃいますが、さ
ういふ感じや言葉が先行しまして、
その考え方が人事院にも反映しつ
つ、一挙動では事実問題としてはい
かないと思ひますが、着々とその理
想の方向に進んでいくといふのが
現実だと思ひます。さういふ気持
と考え方のもとに現実の努力を積
み重ねていきたいと思ひます。さ
ういふことを申し上げたのでござ
いまして、気持だけを御理解いただ
ければありがたいと思ひます。

○三木(喜)委員 よくわかりました
ので、さういふ御努力をなされて
いただくことをお願いしたいと思
ひます。次に、免許法の改正の問
題につきましては、実習助手の問
題につきましては、希望も申し上げ
たいと思ひます。なほ農工、水産
、商業課程の各科目について実
習助手の職務を実質的に遂行した
年限、すなわち新大卒では三年、
高卒卒では六年、小中学校卒で
民間経験数を九年経たないで三
年、さうした者が修得した単位
数十単位の場合は二級免許が得ら
れる。さういふこと、これは根本
的な考え方においても賛成するところ
でございします。と申しますのは、
この実習助手なしではたはかの職
種で養母とかいろいろあると思ひ
ますが、さうした人々が教育の底
辺をささえている。そして底辺を
ささえながら実

験実習等をやりますと、さういふ
行動を通して生徒に接する機会が
非常に多い。行動を通してとほ
ぼは私がお互いの人格が疎通する
といふことは大きいと思ひます。
従ひましてこれらの人々が今ま
で長い間上級免許取得の道が開
かれずしてあつた、それを今日
こうした上級免許がとれる道を開
いた、そして自分の安定への道が
開けたといふことは、私はこれは
これらの人々にとってはたい問題
だと思ひます。しかし先がた申し
ましたように、ただに免許法の
ところだけ上級免許取得の方途
が見つかった、あるいはさうい
ふ方向に持つていったただでな
く、関係法規の上でも身分を確立
する必要があるのではないかと
思ひます。その理由が先がた申し
ましたように、よく言われる道
徳教育や生活指導面にまでタツ
チしなければならぬさうした職
員を必要とした教職として立て
ておく必要があると思ひます。今
後関係法規の中に不備があれば
それを改正する意図を持つてお
られるか。なお給与の面で二級
普通免許状をとったときに二
等級に格上げするといふ道を聞
くといふ考え方もあるかどうか。
これがさういふ底辺をささえて
いく教師に対する考え方ではない
かと思ひます。概括的にい
へば、お願いしたいと思ひます。

○内閣府委員 ただいまの御質問で
ございします。これは実習助手に
二級普通免許状を与える法律案で
ございします。そこで免許状を取
得いたしましたれば、欠員がござ
いますすれば当然教職に採用され
るわけではございします。教職に
採用されれば御指摘のように二

級が適用になるわけでございます。そこでせっかく免許状をとった者が教諭に採用されないという事態になりますと、これは非常に本人に失望させますので、そういうことのないようにしたい。特に工業につきましては現在でも非常に教員が不足しておりますから、工業あるいは農業につきましては御指摘の点は御心配はなからうと考えておりますが、免許状をとった者が教諭に現実になれるように積極的に指導して参りたいと思います。

○三木(喜)委員 二級免が得られるようになっておりますが、この法案が通ればすぐにこれが適用されるかどうかということの一つはつきりお聞きしておきたい。

○村山説明員 この法案が成立いたしました場合、実習助手から二級免になる場合の年数と単位の計算の起点であります。これは実習助手に個々の方々がなつたときから計算するように運用して参りたいと思っております。従いましてすでに改正法案で考えております最低在職年数や単位を充足しておりますにつきましては、過去の分も通算いたしまして措置するように運用したいと思っておりますので、個々の方の実習内容によって違いますが、人によってはすぐに二級免取得の道が開かれる者もあるかと思っております。

○三木(喜)委員 実習助手についてはよくわかりましたが、高等学校等の実験助手がある。こうした人々に対しては同様にこの法を適用されるのか、されないのか、その点……。

○村山説明員 この改正案は高等学校の工業、農業、商業、水産、家庭等、実習教科についてのみ適用する建前に

なっておりますので、実習教科以外に助手相当職員がおりましても適用はいたされないのであることになっております。

○三木(喜)委員 両者の間に不平等あるいはアンバランスというように感じているのではないですか。そのことについてどういふように御配慮をされておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○村山説明員 その点につきましては従来の現場等からの御説明におきましても、産業教育関係の実習教科とそれからいわゆる普通教科との間には同じ助手といつてもかなり差がある。産業教育関係の実習助手は学歴はあるいはないかもしれぬ。それから教員の資格はあるいはないかもしれぬ。当該教科に関する技術なり指導力については少なくとも助教諭同等以上だ。従つて助教諭同等以上の能力を有し、かつ実際に助教諭同様に生徒を指導しておる者が正規の教員の資格を取得する道が閉ざされているのは不合理だといふ点は、これは非常にもつともだと思ひまして、今回の改正を提案いたしましたわけでございます。実習教科以外の助手につきましては、少なくとも助教諭同等だといふような実態が実習教科の場合には備わつてないと考えられますし、そこら辺のところから実習教科以外のものは今回の改正では取り上げなかつたわけでございます。

○三木(喜)委員 なるほど実業高校の実習助手であつて、実業関係に關係しておるこの実習助手であるといふ建前をこの法はとつておりますけれども、普通教科の場合にこれがないと人を救う道もあわせ考へておく必要

があると思ひます。そういうことなしに一方的にこれを考へてみますと、やはり工業、実業関係の者を優先していくといふことになると思ひます。やはり一般教科の理科の実験をやる場合にも危険も伴いますし、それから子供たち、生徒に対する人格的な影響というものも私は同じようにあると思ひます。この際実業教育に従事しておる者だけを特段取り出して、こう考へているところに置き忘れた存在があると思ひますので、これらの者を救う道は、ただこれは特別の例外規定であるからして、教諭は大学出を建前としておる条件があるのだから、もうそういうことを全然考へる必要はない。例外規定であるからといふことで簡単に切つてしまふといふ考へ方を私はとるべきでないと思ひます。その点、何とかして救う方途としてはどういふ工合にお考へになっておりますか。

○村山説明員 産業教育関係の実習教科以外の普通教科の助手が教員の資格を得る便法を何とか考へられないかといふ御質問に對しましては、現行法ないし今回の改正案の範囲ではちよつと取り扱えないかと存じます。従いまして将来の問題といたしまして研究させていただきますと思ひます。

○三木(喜)委員 どうぞその点御研究願ひたいと思ひます。たとえば助教諭を一定年限でとれるようにして、そこから二級免への道を開くといふような方途も一つの方法じゃないかと思ひますが、そういう点について今後一つ御配慮をわすらわれない、こう思ひます。

○村山説明員 盲学校ないしろう学校における実習助手の問題でございますが、この点につきましてはこの改正案の表向きの運用としては入り得ないかと思ひますが、将来の問題として研究したいと思ひます。

○三木(喜)委員 大体実習助手の問題につきましては、問題になる点はお答えいただいたかと思ひますが、私も先がたから話しましたように、理科の実験助手、それから特殊学校におけるこの実習助手、これに対するところの御配慮を願ひたい。

なおこれも将来の希望といたしまして、これらの人に研修の機会をやはり与えてもらわなければいけない、こう思ひます。ただ単にそんな道を開いてもらひまして、これらの人は多忙であつて、身分が確定してないために研修会等に出られない。ここに科学教育、科学技術教育といふことを大きく掲げられておりますけれども、最もこの底辺において科学技術教育といふものを身をもつてやっておる人に対してのこういう研修といふものは、私は今後大事だと思うのです。この点を一つ前の研修の問題と同じように配慮願ひなければ、私は仏を作つて魂を入れない、またそれだけ実務においても苦勞をしておると思うのですが、それはろう学校等特殊学校における実習助手の場合ですね。この法の適用は当然私は受けるべきだと思ひますが、実業教育だけを表記に取り上げておられますけれども、こうした人こそ私は入れる必要があるんじゃないかと思ひます。が、その点どういふ工合にお考へですか。

かつたのと一緒でないかと思ひます、行政措置の上で……。

それから個人の励みの問題においても、私はこうした人が今まであきらめを持つて教育をやつておつた。教育といふものが今までの教育にいたしましても、締めくくりをやはり欠いておるうらみがあると思ひます。それはこうした底辺をささえる人に対する配慮というものが欠けるところから、現場においてはなまけに損だ、あるいは表面だけやつておればいいのだといふような考へ方がやはり横溢するのじゃないかと思ひます。そういう考へ方が出てきますときには、これは随分的なものであり、教育が前向きなものではないと思ひます。それはやはりこうしたところに手入れし、こうしたところに配慮するといふところに私は教育が前進し、前向きになる一つの態度ではないかと思ひますので、これもあわせてお願いしておきたいと思ひますが、そういう実習助手等についての研修会等はなかなか今までやられていないわけですから、そういう点、一つどういふ工合にお考へになつていかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○内藤政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、この法案によつて二級普通免許状が取得され教諭になります者は、御指摘のように、一般教職の教養が不十分でございますので、現場における実習とあわせまして研修計画を計画的に進めてその欠陥を補うようにいたしたいと思ひます。従つてこの点については今後十分検討させていただきます。

いただきます。他の一般の教職員の研修と関連を持ちながらその方面についても今後配慮しなければならぬと考えております。

○三木(喜)委員 大体先がたからの質問によって私の方で確認したいことは、実習助手についてのいわゆる教職としての身分の確立については、今後法的にもあるいは実質的な研修の面においても考慮する、こういうことで確認してよいですか。その点一つはつきりさせて下さい。

○内閣府委員 今お尋ねの通りでございます。

○三木(喜)委員 次にもう二点これにつきましても確認しておきたいと思うのですが、免許法のこの改正案によりますと、実習助手の勤務年限またはその確認について、確認の機関とか基準は省令によって定めるといふように考へるのですが、その基準ないしはその認定というものをどこでし、どんな基準を考へておられるのか、その点一つお聞かせ願いたいと思います。

○村山説明員 実習助手につきましては、助教諭の職務を助ける職員として現実に実習助手というような名称で各都道府県ないし市町村任命権者から任命されておられる者についてこの措置をとりたい、かように考えております。従いまして、所轄庁といたしましては、公立学校教員につきましてもは教育委員会、私立学校のかような職員につきましてもは都道府県知事を予定しております。

○三木(喜)委員 基準について……

○村山説明員 基準というものは別段ございせんので、現実にそれぞれ証明すべき所轄庁が実習を担任する助教

諭を助ける職員であるということを確認した者につきましては、実習助手として取り扱うという工合に考えております。

○三木(喜)委員 年数は——その年数を証明するとか何とかいうことですね。

○村山説明員 年数につきましては、やはり証明すべき所轄庁において所定の年数を満たしておるかどうかを証明することによって取り扱っていくという工合に考えております。

○三木(喜)委員 特段という基準はないのですか。

○村山説明員 特段の基準はございません。

○三木(喜)委員 それからこれも待遇と関係して底辺をささえるという人々の一つの励みになると思うのですが、実習助手の定通手当、産振手当というものが制限を受けておられるのです。これにつきましてもどういふふうにお考えになりますか。私は免許法の上でも身分の確定の上でも、これがたまたまの御答弁では明るい見通しを実習助手は持っていると思ひますので、こうしたものに對する制限についてもこの際とらなければならぬ、こう思ひます。その点について伺ひます。

○内閣府委員 実習助手の定通手当あるいは産振手当につきましては、先般改正をいたしましたし換算率を有利にいたしましたわけでございします。

○三木(喜)委員 実習助手につきましてもは大体以上で質問したいと思ひております。これは終わります。

次に、養護教員についてお聞きしたいと思ひます。

私は養護教員の重要性は、これは現

場におった者としては非常に痛感しておるものでございまして、このたびこの養護教員につきましても免許法の配慮をなされたということについても非常に賛意を表するものです。特にこの四月各種の予防接種とか、身体検査とか、年度初めの学校安全会の事務等、そうして日々のこうした不慮のけがとかあるいは病氣とかの看護、特異児童の常時の世話とか、養護教員の上には仕事が多岐にわたるわけですから、これは現実の問題として私は申し上げたいと思ひますが、そのために、このたび養護教員の免許法の改正においても、実務経験年数を基礎にしまして、それを主として免許法を改正されたことはまことにけっこうなことだと思ひます。現実にはこの経験年数を重く見られたというところは、先がたの教科をもつて教職にかゝるという考え方はあると思う。その一つは、免許状がなくて現場にまじり込められて、そうして経験を積んできたということによって、現場に對する愛着と、それから教育を大切にしようという考え方がこの中に私は生まれてくると思ひます。そういう意味合いで、私は今回養護教員の免許法の改正されたことにございましては非常に賛意を表するものでござい、この際私にもう一段この考えを進めていただいて、かつて学校保健法が国会で審議されたときに、養護教員について特別な措置をとるよう、参議院においては、あるいは衆議院においても要望書が出されて要望されておると思ひます。それをこの際免許法を大きく改正され、そうして養護教員が非常に有

利になるといふときに一つ考へて、思ひ直してもらふか、思ひ出してもらつて、さらに一段と養護教員の待遇、身分というものを確立していただくたい、あるいはその数を確保していただくたいということなんです。参議院では次の点をすみやかに適切な措置を講ずるよう要望されております。すなわち、高等学校以下の学校における養護教員を必置制にするということについては促進してほしい。衆議院においては、養護教員は学校医のもとにおいて、学校保健の業務に従事するものであり、学校医が必ずしも常勤とは限らぬ現状において、学校生活における養護教員の重要性にかんがみ、適切な措置をとるよう要望しておる。従つて、今回の措置もその一環と思ひますが、まだほかに養護教職の制度を拡充するとか、あるいは必置制にするとかいふような意図、計画といふものをもちこたへておるか、また今後の参議院衆議院の要望をどのように文部省としてはなさろうとしておるかということも、この免許法の改正とあわせてお聞きしておきたい。

○内閣府委員 今三木委員から御指摘になりましたように、この免許法の改正がその一つでございしますが、定数の面におきましては小中学校につきましてもは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、養護教諭は小学校の場合には千五百人に一人、中学校の場合には二千人に一人という基準を定めてあるわけでございします。これは昭和三十八年までにはこの基準に到達しないものが二千名以上ございします。昭和三十八年まではこの二千名の増員を

はかつていきたい、三十八年度以降につきましてはさらにこれを改善したい。実は私どもの心づもりといたしましては小学校千人、中学校千五百人に一人くらいに引き上げるように検討をいたしておるところでございします。なお高等学校につきましてはこれはまだ国会に提案されませんが、高等学校の定数の基準に関する法律案を検討いたしておりますが、その案によりますれば六百人に一人という割合で今検討しておるところでございします。

○三木(喜)委員 それから県費以外の養護教職員の名称がいろいろになつておるわけですが、それと県によって、資格を持っておる者でも認定していない、さらに臨免につきましてはその上に試験をしておるというふうなことがあるのですが、この点についてどうお考えですか。

○内閣府委員 資格があつて採用されない者もこれはあるかと思ひます。と申しますのは、これは各県の定員がきまつておりますので、定員の範囲内において充足をいたしますもので、資格があるから全部教員に採用されるというわけには参らぬと思ひます。できるだけ定員の幅を広げまして資格がある者は教諭にされるようにすることが望ましいと思ひておるわけでございします。

なお名称につきましても、いろいろな名称で呼ばれておると思ひます。特に義務教育国庫負担法の対象になる者はこれを全部養護教諭といふものに統一されております。それ以外の者で市町村負担あるいはPTAでまかなつておる者もあろうと思ひます。学校看護婦とか養護婦とかいろいろ名称があるう

かと思ひますが、できるだけ養護教諭という名称に統一したいし、また県費で負担するのが原則でございますので、県費負担の方向に指導して参りたいと思ひます。

○三木(喜)委員 県費以外の養護教諭に對して、特に教育職員免許法の附則第八項に基づいて、当然臨時免許状の資格要件を備えておいて資格を取得できると考えられておる者に対して、今なお試験を行なつて、そうして臨免の下付をするという実情があるわけですから、これについては適当な行政指導をして、この法が出るのと同時に文部省としてはそういった面の指導をしていただけたらどうか、その点一つお聞きしたいと思ひます。

○内藤政府委員 これはあくまでも資格の法律でございますので、今度採用する側になりますと、採用の条件あるいは定数その他からだれを養護教諭に採用するかということにならうと思ひますのであります。採用試験というものは一般に公務員にいたしておりますので、その意味の試験だと思ひますので、資格の認定は別個のものでございまして、当然なざるべきことではないかと思ひます。

○三木(喜)委員 臨免を持たなければ上級免の取得も困難になるわけでありま。市町村に採用する場合に、無条件に臨免をくれないというところから、定数の関係もあるわけで、試験をするのだというようなお話がありまして、たけれども、大分県でそういう試験をしておる。そうして臨免を下付する、あるいは試験をしないところもあったりいろいろあると思ひます。私の申し上げたいのは、その試験をさらにや

るといふ問題について文部省として指導をしてもらなければならぬのではないかと思ひますが、その点について伺いたいと思ひます。

○内藤政府委員 実態がいろいろございまして、先ほど申しましたようにP T A負担の職員もあるだろうし、また市町村負担の職員もあるだろうと思ひます。本来養護教諭は県費負担の職員が建前でございますので、実はそういうものはいわばやみのようなものでございまして、これを本定員として県費負担職員に加える場合には、県で採用試験をするのが当然だろうと思ひます。そういう意味の試験でございまして、この点は御理解いただきたいと思ひます。

○三木(喜)委員 以上で免許法の一部改正に對します私の質問は終わるのでございまして、当初申し上げましたように、これに對するいろいろな疑義もありませんし、要項事項もございまして、その点につきましてはよく考慮していただきまして、せっかくの免許法の改正というこの法律の効果を生むようにならうと思ひます。

○濱野委員長 八木委員。
○八木(徳)委員 私はただいま一括議題になつておる幾つかの法律案のうち、内閣提出一七四号の学校教育法のこの関連法案につきまして若干の質問をいたしたいと思ひます。
文部省は三十三年の十二月の三十一日国会で、いわゆる専科大学法案というものを提出されました。そのときの専科大学法案の骨子となるものは、いわゆる高等専科学校を卒業した生徒を收容し

て、二年または三年の専科大学、いま一つは、必要があるときは中学校を卒業した者を生徒として修業年限を五年または六年とする専科大学、こういうことで専科大学法案を提出されたはずでございます。審議未了になりましたが、この専科大学法案といふものと今の高等専科学校との間には、本質的には同じものではないかという感じがいたすのでございまして。その専科大学法案と高等専科学校法案との相違点といふものはどこにあるのか。もし本質的に同じであるとするならば、今回特に高等専科学校という名称で再提出された意図はどこにあるか。まず第一点としてこれを伺いたいと思ひます。

○荒木国務大臣 この前に提案されました審議未了になりましたものと今体的な比較は、ちよつと即座に私も申しかねますが、抽象的に申し上げれば、専科大学の制度を通じて社会が必要とする、特に専門職業教育に重点を置いた大学程度の卒業者を供給したいという気持においては、相通するものがあつたと思ひます。しかし学校制度の制度論としては、理論的には相違するものがあるかと思ひます。その点の具体的な比較等は政府委員または説明員からお答えすることをお許し願ひたいと思ひます。

○内藤政府委員 先般の専科大学法案は、御指摘になりましたように二年または三年が原則でございまして、必要な場合には中学校を卒業した者から入つて、五年または六年ということになつておつたのでございまして。今回提案しましたものは五年制の高等専科学校で、中学卒業を入学資格とするのでございまして、そこに五年の一貫教育

が行なわれておる。前の法案は高等専科を土台にいたしまして二ないし三年が上につく、今回は五年の一貫教育が行なわれたという点が大きな相違点でございまして。

○八木(徳)委員 そうするとこの前は大学の範疇の中に入る二年ないし三年の専科大学といふことが骨子であつて、特例の場合に中学校を卒業した者を入れるいわゆる五年ないし六年といふものになるということであつたわけですが、その場合に今度の高等専科学校は、それでは高等教育機関ではあるが、大学ではないといふことがいえるわけですか。

○内藤政府委員 この前も実は正確な意味では大学ではなかつたのですが、今回の場合は明らかに高等専科学校として、大学とは関係ございせん。

○八木(徳)委員 文部省はこの種の教育制度の改正をはかる場合には、中教審に諮問をしてその答申を求めるといふことになつておると思ひますが、現在大学制度については松田前大臣の時分に中教審に大学制度のあり方も諮問された、それはまだ答申をなされてないと思ひますのでございまして、高等専科学校制度を設けるという場合に、文部省は中教審に對してどのような手続をし、回答をいただいておりますか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○荒木国務大臣 中教審の特別委員会に諮りまして、特別委員会でも検討していただきまして、その結果をさらに中教審の総会の審議に付していただいで御審議をいただきました結論は、こ

うというお答えをいただいたわけでありま。これより先、私ちよつとろ覚えておりますことは、専科大学の問題が出ましたときにもやはり同様の趣旨の御意見が非常に多かったと承っております。そういうことからいたしまして、実質的にはいふ以前から中教審としても関心をもち、御論議があつたやに承つておりますが、今回は今申し上げましたような措置を通じて、中教審の御意向を承つておるわけでございます。

○八木(徳)委員 今の大臣の御答弁では、確かに諮問をし、それに対する答申があつたといふのではないという意味でございまして。

○荒木国務大臣 諮問といふいわば開き直つた形での手続は経ておりませんけれども、実質的には今申し上げた通り、以前から検討されておつた問題でございまして、まあ手続的には略式でございまして、中教審にお諮りをして、そうして今申し上げたように特別委員会に付議されて検討された結論が、中教審の総会にも持ち込まれて、その議を経た結論を承つた。先ほど申し上げたのはそういう意味でございまして。

○八木(徳)委員 それでは次に問題を展開いたしますが、この前の専科大学のときにも主として論議されましたことは、専科大学を作るといふことがい

のでございますけれども、実質的には短期大学という制度が存立をして、しかもそれ非常にたくさんあって、特に女子教育等において非常に実効をあげておるといふような経過から見まして、現実に六・三・三・四という制度というものは、すでに変つたものになつておるといふふうに認識はしておるわけでございますけれども、今回この高等専門学校法案を出すということになりますと、同様の論議がまたあらためて出てくると思ふのでございませう。そこで大臣は日本の現行教育制度というものを、いわゆる六・三・三・四という基本線というものを、これは敗戦のときの占領政策の一環の中で、日本の教育民主化という名前のものではあつたけれども、いわゆる占領政策の一環としてできた制度であるから、これを永久不変のものと考えた必要はない、社会の進運につれてあるいは産業や経済の発達につれて、日本の国力にマッチした新しい教育制度というものができ上つていゝのではないかと、いふような氣持の発言を就任以來としましてされたと思ふのです。私もそれ自体は非常に正しいと思つておるのでございませうが、今度の高等専門学校法案を出すということによつて、いわゆる六・三・三・四というものの修正をされるというほどの氣持を持ってやられたか、あるいはさういふようなことではなしに、ほかの意図でもつてやられておるか、今後の学校教育制度というものを含めて、大臣の見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 御指摘の通り、終戦後の占領政策の一つとして現われたことは隠れもない事実であります、し

かしだからといって何でも悪いなどと毛頭思つておりません。少なくとも独立を回復して十年になつた今日、いろいろな角度から冷静に、自主的に再検討するといふ機会があつてよからうといふ意味において、御指摘のようなことを発言したことがございませう。今もむろんさう思つておりますが、それと同じような氣持だつたらうと思ひますが、前大臣のときに大学制度全般について中教審に諮問されて、ずいぶん熱心に、十幾つの特別委員会等も作られて審議されつゝあることを承知しておりますが、それは答申を待つておる方向が示唆されると期待いたしておるのであります。それ以前に中教審の諮問は諮問として勝手なことを考へようといふ氣持は毛頭ございませうことを、この機会に申し上げさせていただきます。

そこで短期大学制度は、制度上は当分の間となつていゝことはこれまで御指摘の通りでございます。この当分の間が永久的でなければならぬかどうかという形式上のことは、制度上のこと、中教審の答申待ちでなければ、これこれ言ふべきことではないとむろん心得ております。

そこで今までの六・三・三・四という非常にすっきりした一つの学校体系に對して、この高等専門学校制度を設けることによつてどういふ關係に立つたかを答へようといふ御質問かと思ひます。私は六・三・三・四の制度そのものには全然影響なしに、全然別個のこととして、もう一つの体系、いわば六・三・五でも申しますか、さういふ体系を創設しようといふ考へ方でありませう。もちろん教育の機会均等といふことが鉄則としていわれていること

を万々承知しておりますが、教育の機会均等というものは單に六・三・三・四という形式に順応するといふことでなくして、学窓に学ぶ青少年本位にものを考へられての機会均等でなければならぬと思ひます。さういふ意味から申しますと、今までの六・三・三・四といふ体系を通じて学校教育が完成するもの、維持していかるべき一つのりつばな制度であらうと思ひますと同時に、また青少年も、人によりましては、家庭の事情その他からいいますと、六・三・五という一応完成する学校体系を通じて社会に出る、さういふことを便宜とする、適切と感ずる人々にとりましては、教育の機会がさらに与えられる意味において喜ぶべきことだらう、さういふ考へ方でこの高等専門学校制度の御審議をお願い申し上げておる次第でございます。もちろん六・三・五がそれで絶対的におしまひだといふのでは、途中で心境の変化を來たすことも当然あり得る学生生徒にとりましては、道をふさがれる非難も免れない。それに対しては、六・三・三・四の系統に編入されるという道も当然開かれておるべきだといふことも配慮いたしまして、これを要しますに、学ぶ青少年側に立つて教育の機会均等のチャンスより多からしめるといふことを考へ、かつまた現実の社会の要請にもそれが応じ得るであらうといふことを期待して、御審議をお願いしてゐるような次第であります。

○八木徹委員 今の大臣の答弁によつて、新しい高等専門学校は、いわゆる六・三・五といふ一つの柱をここに建てようといふ意味であつたといふことですが、私もそれでけっこうだと

思ひます。そこで、学校教育法の第一条のところは、今回の法律案によつて、「大学の下に、高等専門学校を加へる。」といふふうになつておるわけでございます。第一条はいわゆる小学校、中学校、高等学校、大学といふ六・三・三・四という基本線が一度打ち立てられて、そのあとに盲学校、聾学校、特殊教育学校といふふうになつておるわけでありませう。ところが、非常にこまかいことを伺ひます。よくよく見ても、この大学の下に高等専門学校をつけるという法文のあり方が、今言われた六・三・三・四と六・三・五という前提に立つて、適当な箇所であるかどうか、あるいはその書き方がいかどうかといふことが問題になつてくるのではないかと、さういふ考へが、さういふことはいわゆる特殊教育学校であるか、さうでなくとも、いわゆる六・三・五といふ一つの体系の中にいれるかといふ個所づけのことになると思ひます。その大学の下のいれることの可否といふことについては、ちよつと問題が出てきはしないかと思ひますが、その間に何か適当な文句を挿入することによつて、特殊教育学校ではないということが明示できるような文句があつてしかるべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○木田説明員 学校教育法第一条の規定は、今御指摘がありましたように、「小学校、中学校、高等学校、大学」とありまして、その次に「盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」という立て方になつておるわけでございます。この立て方は六・三・三・四といふのが学校教育法に規定いたします学校

制度の一応の中心になつておりまして、それに関連いたしまして付随したものとして言葉が適切でないかもしれませうが、その六・三・三・四の制度に即應しながら、制度といたしましては、盲、聾、養護学校あるいは幼稚園、その前についたもの——付随的といふ言葉でお許しいただきたいと思ひますけれども、さういふ制度が並んでおるわけでございます。

先ほど大臣から御答申申し上げましたように、六・三・三・四といふ学校の基本制度を一応中心として考へまして、その制度にプラスして立てられた高等専門学校といふものを次に書き加えていく方が建前としてよろしからうといふ判断から、大学の次に高等専門学校といふ字句を入れたわけでございます。そこに入れたゆゑに特殊教育といふことではないことは、一番最後に幼稚園といふことが入つております点からも御理解いただけるだらうと思ひます。一応中心になります六・三・三・四の学校制度をそこに最初に掲げまして、その次に今回のような学校制度であるいは特殊教育として別途十二年を通したような建前の制度、あるいは六・三・三・四の前段階になるような幼稚園の制度をプラスいたしまして全体の学校制度を形作る、このように考へておるわけでありませう。

○八木徹委員 次にやはり問題になりますのは、今も大臣がちよつと触れられましたいわゆる短大との関連になつて参ると思ふのであります。この前の専科大学法案の際に、短大の新設はこれ以上認めないのだといふことを前提にいたしました、それがために私立短大協会等から大へんな反響を受け

たりいたしたわけでございますが、今回は短大については一言半句触れておりません。今大臣の御答弁によりまして、大学制度そのものは中教審に諮問をしておるのだから、その答申案の回答を待って短大というものの対する措置を考えていこうということのようでございます。もちろん最終的にはそういう手続にならなければならぬと思うのでありますが、大臣個人の考え方として、私立短大というものの存立についてどうお考えになっておられるか、心境を一つ聞かしていただきたいと思っています。

○荒木国務大臣 個人のことを申し上げるのはどうかとも思いますけれども、文部省として中教審の答申を別個に考えまして、今どう思っておるかというのを申し上げたいと思います。

もちろん今度御審議願っております法案の内容も、御指摘の通り短大には一切言及いたしておりません。言及いたしてないというのは、単に便宜上そういうことではなしに、短大というものが創設以来数年を経まして、それ自身社会的な目的をりっぱに果たしつつある、相当の実績を教育面であげておることは万人の認めるところだと理解いたします。従ってそういう意味におきまして短大というものは存続されていくべき本質を持っておる、かように考えます。ですから、それとは全然関係なしに、先刻申し上げましたような高等専門学校という一つの学校体系を創設するというところでございまして、繰り返し申し上げます、短大はそれ自体目的がはっきりし、実効も上がっておりまして、存続するべきものと心得、それ以外に別個に新たに

高等専門学校という体系を作りたい、こういうこととでございます。

○八木(徹)委員 短大側の気持としては、今度の高等専門学校を作らなくても、いわゆる短大に付属高校をつけたので実効が上がるのではないかと、こういう言い方をされる方がいると思うのでございます。今度ということだけに限定をいたしておりますから、私立の工業短大に高等学校を併設して一貫教育をやるのでもいいのではないかと、こういうことを希望される方がいると思うのでありますが、それに対する御所見を一つ承りたいと思います。

○荒木国務大臣 短大に普通高校を併置するという制度も、別途御審議を願っておるわけでございますが、短大側の要望が、そういう御指摘のように短大に高等学校をつけることによって一貫的な一貫教育は制度上できないと思ひますが、制度をしくことによつて、一貫的な教育でより一そう特色を発揮できる短大になるのじゃないかという意味においては同感でございます。そういう立て方も一つ存在し、高等専門学校もあり、より一そう教育の機会均等の目的に沿うものと心得ております。

○八木(徹)委員 国立の工業短大は、現に久留米の工業短大があり、これに今回付属高校も付置するように、すでに法律案も衆議院は通つたわけでございますが、この久留米の工業短大について文部省としてはどう考えておられるか。また本年度新設した四つの工業短大について今後どうされるつもりでおられるか、あわせて一つ伺いたいと思います。

○荒木国務大臣 久留米の短大を、こ

の法案を御審議願つて御決定いただいたので、これとの関連においてどうするかということでございますが、これは当然に高等専門学校に切りかえるということとをきめておるわけではございません。またその他予定されております短大等も同様に、当然に高等専門学校に置きかえるということとをきめておるわけではございません。今後個々に検討を加えて、あるいはそういうことがあり得るかとも思ひますが、全然今後の問題だと存じております。

○八木(徹)委員 次に、ここに五年制の高等専門学校を作るということになりまして、この五年の間に充実した専門的教育をやらなければならぬ。一方また一般教養というものもやつていかなければならぬ。その専門的な教育の時間というものと、一般教養の時間というものはどのように調整されていくか。これはあとでその目的等とところで承りたいと思つておつたのでございませうけれども、この教養時間というものと専門時間というものが、今までの高等学校課程の分だけ考えた場合に、その比率はどういうふうに変わっていくつもりでおられるか、承りたいと思います。

○大丸説明員 高等専門学校が発足しました場合の教育課程の内容につきましては、現在私どもで専門家を集めまして、内容を検討しております。大体の線は出ておりますが、なお最終的な決定には至っておりませんが、現在までに出ておる線によりまして、一般教育科目が大体八十一時間——これは実は単位制、時間制ということがございしますが、今度の高等専門学校におきましては、時間制、週時間の計算という

ことでいく方がいいんじゃないかならうか、現在そういうことでございしますが、それで八十一時間。それに対して専門科目が百八時間、そのほか特別教育活動二時間、大体そのような大きなめどでやっております。もちろんこれは学科によつて多少違いますけれども、中心の自然科学の場合にそのくらいものを今考えております。

それで、これと一般の高等学校との関係でございますが、高等学校は御案内の通り三年でございますので、これと直ちに比較はできないのでございしますが、現在のワクの中で、むしろ先ほどからお話のございました短大との連関性というようにも考えまして、短大の場合との、足した場合の時間で比較してみますと、これが約九十二時間となつております。それで高校だけの分をとりますと、それが七十九時間、こういう計算になります。そういう意味におきまして、もちろん高校だけの単独の場合の学科目の一般教育の単位よりも多くの基礎一般科目をやることができるわけでございしますが、短大の現在の基準のものと足しますと、多少それよりは少なくなつております。その点は一貫教育によりする効果率化ということで置きかえつつ、その浮いた分を専門科目の教科に充てる、こういう考え方でございします。

○八木(徹)委員 次に、たとえばアメリカとかソ連とかイギリスなどといったようなお国でけこうでございしますが、それらの諸外国において、この種の高等に類似の教育機関があるかどうか。先般、例のガガーリン少佐が技術専門学校を卒業したということが報じられておりましたが、このソ連の

技術専門学校なんというのが、ちょうどこの高等に当たるものであるかどうか伺いたいと思ひます。

○荒木国務大臣 諸外国の例も事務当局で調べておるようでございますが、そもそもがアメリカの示唆によつてスタートいたしましたので、日本の教育制度はアメリカ的になっておるようございまして、アメリカには必ずしもこういうものがあるようには聞いておりませんが、その他の諸外国には類似の制度はすいぶんあるように承知いたしております。具体的に御答へ申し上げます。

○大丸説明員 ただいままでに私どもの方で入手できました資料によりまして、大体似通つた制度を当たつてみますと、それぞれ学校制度が違ひますので、全く同じものというのはいないわけでございますが、まずイギリスでは第十一年年から、修業年限三年または四年というテクニカル・カレッジ、工業専門学校というのがございします。これはいわゆる継続教育の範疇に属するものでございまして、あるものは定時制あるものは昼間制でございします。それから、いわゆるサンドウィッチ・システムというようにもやっております。これはファット・ハ・シュールというのがございします。これは第十二年から修業年限が二年から五年、そういうふうなことになるのでございます。それからフランスではグラード・エコールというのがあります。これは十二年から修業年限五年または六年、ソビエト連邦では第九年から修業年限四年—五年、こ

これは中等専門学校というものの総称でございまして、その中の技術関係のものをテクノム技術学校と申しまして、先般の新聞報道によりましてガリソン少佐の出身学校というようにことになっておるようであります。それから中華民国、台湾政權でございまして、この方では専科学校、大体中華民国におきましては戦後や六三訓のような体制に切りかえたのでございまして、昔の専門学校のようなものはそれと別に残しております。これは第十学年から五年あるいは六年ということ、旧制の日本の制度の専門学校のようなものがそのまま残っておるということでございます。それから中華人民共和國でございまして、ここでは中等専門学校というのがございまして、やはり第十学年から修業年限三年もしくは四年、こういったものがございまして、いずれもいわゆる大学までいくコースと別に、こういったものがどの国でもできているわけでございまして、

〇八木(徳)委員 それでは次に各条ごとに少しお伺いしたいと思います。第四條が、これは監督庁の認可の事項でございまして、「並びに大学の学部及び大学院を」、「並びに大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。こうなっております。そこで、大学の学部にも、もちろん工業であるならば電気だとかあるいは土木だとかいろいろと学科があるわけですから、大学の場合には学部までが認可事項である。ところが高等専門学校の場合には、学科まで認可事項の中に入れるということになっておるのにはちょっとさういふ感じがしないかと

いう感じがするのです。おそらくこれは私立学校側等から相当異論の出るところではないかと思ひますけれども、これはどういふつもりでおやりになったのであるか、伺いたいと思ひます。〇大丸説明員 高等専門学校の学科は、大体内容としていたしましては機械とか電気、応用化学、そういったようなものになりますので、大抵現在の大学の学部の学科と同じような分け方はしておるわけでございまして。ただ大学におきましては、大学がございまして、その第一次の組織単位として学部があり、さらに細分されたものが学科、こういう二段になっておる。ところが高等専門学校では学部というものが相当するものはございまして、直ちに学科という分科になっておるわけであります。そういう意味におきまして、高等専門学校におきましては、大学の学科と違つて第一次の組織単位というか、そういうもののございまして、それで高等専門学校の設置の目的ないし趣旨というものに認可された後であつても、それに新たに学科を加えるということ、そういう第一次の組織単位であるという意味におきまして、当初の認可事項に対する重大な変更であるというふうな考えられる。そういう意味におきまして、学科を新設する場合も認可を要する、こういう形をとったわけでござい

まは、これは大学設置審議会の議を経なくてもよろしいというところになっておる。ところが内容的には同じように、片一方は高等専門学校のなかに、電気だとしても今度その他のものをいれるということになると、一々また大学設置審議会の議を経なければならぬ。これは大学設置審議会でも、今度新たに別的高等専門学校審議会がございまして、このように思ひます。これは意見になりませんが、少しく配する必要がある個所でないか、このように思ひます。それから七十条の二項のいわゆる目的でございまして、「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要なる能力を育成することを目的とする。」単刀直入に、高等専門学校の目的がそこにあるということはおそらくわかるし、それがまた目的としてできることもわかるので、先ほども申し上げたように、たとえば高等専門学校の目的は、大学の目的というものの中には、いわゆる専門の学芸を教授するといったことだけでなしに、高等専門学校の場合には一般教養というものを含めた目的というものがあつて、書かれておるわけですが、今回は一般教養に付随するようなことを全然書か

なかつたということ、どういう意味なんですか。〇大丸説明員 高等専門学校の目的でございまして、これはただいま一般教養的なものが書かれておらないではないかという御指摘でございまして、もちろん高等専門学校におきましても、その専門教育の基礎となる一般教養あるいは基礎教育というものは実施するわけでございまして、学校の目的として特にその点は書いてございせんが、この目的の中にございまして「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」この能力の中には、もちろん専門的技術能力というもののだけではないに、各般の能力が含まれておる。こういうように解されるのではないかと申しております。社会人の一般的な資質というものはこの中に読み取つていけるのではないかと、このように思ひます。それから先ほど比較の点で、高等専門学校の目的をいふところ、高等専門学校の中には、中學校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。ということと、これと、あとその目標の中にいろいろいふこと、これと展開してございまして、特に一般教養という表現はないのではありませんかと思ひます。それから大学の目的との比較でございまして、大学の目的におきましては、「広く知識を授けるとともに、」云々とか、「知的、道徳的及び応用的能力」幅広く書いてございまして、これはおのずから大学の性格と高等専門学校の性格との相違からくるものでございまして、大学が専門教育、職業教育というふうなことはなしに、広く知的、道徳的、応用的能力を展開させるというねらいに対して、高等専門学校は社会の需要に応じて、社会人として、社会の職業人として立つ人を育成するんだ、こういう点を目的として強調したわけでございまして、それはその基礎となる一般教養を重視する意味で、こう書いてあるのではないかと、

〇八木(徳)委員 次に七十条の三の「高等専門学校には、工業に関する学科を置く。工業というふうに限定をいたしておるわけでございまして。しかし高等専門学校というものの性格から申しますと、工業だけではなく、社会の要望というところになりますと、たとえば音楽であるとか美術であるとかあるいは商船学校であるとかいったような万般にわたつてやういふこの種のもの、がより実効が上るというものがあろうと思ひます。これと、特に工業に限定された意味、並びにこれらのその他のものについては将来どういふふうにお考えになれるか、あわせて伺いたいと思ひます。〇荒木国務大臣 理論的には高等専門学校でありまして、あえて工業に限らないわけでございまして、今までの六・三・三・四のほかに新しい体系を作ります以上は、ばく然と何でも高等専門学校が作れるんだということはいささか行き過ぎではなからうか。従つて、当面の課題になつております工業関係の高級技術者の供給、人材養成ということに焦点を絞りまして、社会的な要請に必ずしもあつて、かつた学生が卒業したら必ず

暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時五十二分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田川委員 山中吾郎君外教名提出による学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、ごく簡単に質疑をさせていただきます。

この改正案によりまして、小学校、中学校の養護教諭をおそくとも昭和四十年の三月までに必置をしなければならぬ、こういうこととありますが、まず最初に、必置をした場合、昭和四十年までに小学校、中学校の養護教諭を新たにどのくらい増員をしなければならぬか、お聞きしたいと思います。

○山中(吾)議員 大体来年度から四十年計画で四十年に完成するという計画であります。従って三十七年度から考えますと、三十七年度においては二校に一名、すなわち小、中学校を合わせたの全学校の二分の一、二校に一名という計画をいたしまして、一万六千二百七十七人、それから二年度においては三校に二名配置するという計画で、六千二百六十一人、三年度には一校に一名といたしますと、さらに一万三千三百六十八人、四十年年度には十八学級以上のものには二名を配置するという計画を持っておられるわけですが、それによると七千三百四十二人、こういうことになるわけでありまして、

○田川委員 その次にお聞きしたいのは、高校でございますが、高校の養護教諭は三十七年から必置ということに

なっておりますが、それによりまして、今年度何名増員しなければならぬのであります。

○山中(吾)議員 現在高等学校には、確実な数は申し上げたいのでありますが、大体六割程度配置済みであるので、その残りは、高等学校の数も少ないので、三十七年度一カ年で配置を完了したい、こういう内容であります。

○田川委員 大体千名くらいになりますか。

○山中(吾)議員 その程度だと思います。

○田川委員 今の山中さんのお話によりますと、小、中学校では四カ年の間に合計すると約三万七千増員しなければならぬということになります。私の調べによりますと、現在新しく養護教諭になる免許状を取得する者が、正確な数字じゃありませんが、こまかいことは略しますが、三十五年の三月で大体五百名くらいにしかならない。特に指定教員養成機関を出た者は二百名くらい。しかもその中で実際に養護教諭にならない者もあるというやうな状態で、大体年間五百名が養護教諭になるというのがせいぜいじゃないかと思うのですが、あなたの今の御説明によりますと、この補充を一体どういうふうにしてやっていくか、養成の方法、新たにどういうふうな補充をしていくかという具体的な案を一つお示し願いたいと思います。

○山中(吾)議員 まことにむずかしいお問いなんです。現在市町村負担で助教諭に相当する者が大体四千名くらい配置になっております。これは新しく養護教諭に採用する数の中に初年度においては繰り入れる予定であります

し、さらに地方の看護学校を卒業した、いわゆる養護教諭の免許を持つことはできなくても、事実上補助教諭の形において、養護教諭に対する機能的な要望があるので、一応それで教員養成機関の不足分を充足していくような努力をしなければならぬと思います。

さらに養護教諭養成の計画については、御承知の通り各県十名ないし二十名、多いところは四十名の施設でありますので、来年度においては当初この法案がもし通過したとすれば、養護教員養成の定員増の予算を計上していかなければならぬと思うのであります。そういう意味において暫定的な措置としてはこの線に沿うて努力をいたしたいと思っております。

○田川委員 ちょっと今の御説明では納得ができません。文部省にここでちょっとお聞きしたいのですが、内藤さんでけっこうです。現在の養護教諭の養成の状況をちょっと御説明してもらいたいと思います。

○内藤政府委員 現在国立の養護教諭の養成所が十二カ所ござりますが、公立、私立合わせて二十幾つかあるわけでございます。その中で養成されるものは指定機関のものを含めまして先ほどお話がございましたように五百程度が可能であろうと思うのであります。このほか給源といたしまして、先ほど山中委員からお話のように看護婦の養成機関があるわけでございますが、この看護婦の養成機関は高校を出て修業年限三年でござりますが、これは三千名の定員でござりますが、実際卒業する者はわずか千五百程度でござります。これは一般の看護婦でございますから、これを直ちに学校へ持つてくることも困難ではなからうか、そのほかに保健婦というのがございまして、保健婦の免許状を持った者が九百名ほど定員がござります。これもたがいま申しましたように保健婦という特殊な性格でござりますので、必ずしもこれに向くというわけではないのでござります。

○田川委員 今の説明でもう少しお聞きしたいのですが、養護婦が、今度新たに免許法が改正になりましてのこととありますが、養護教諭としての免許をとるに一体どの程度日数がかかりますか。

○村山説明員 現在学校におきまして養護教諭ではないが養護教諭に相当の職務に従事しておられる学校看護婦、養護婦といわれる方は約三千八百名ほどござります。このうちで約三割はすでに養護教諭の資格をとっておられるものと推定されます。それから残りの大部分の方も一定の年数、単位を充足いたしますと資格がとれるものと考えられます。大体八割くらいの方は養護教諭の資格がとれるのじゃないかと思

います。ただその年数がどのくらいになるかは個々の方の学歴や、すでにどの程度この条件を満たしておるかという状況によって違いますが、はつきりいたしません。先ほど申しましたようにすでに有資格者である約三割くらいの方は、定数さえあり、かつ任命権者の方で任用すればすぐ養護教諭になれるのではないかと申すわけですが、残りの方は経験年数と単位の修得と、個人の人の状況によって違いますが、それを満たすことによりまして数年のうちに資格がとれるのじゃないかと考

え

ております。

○田川委員　そこで山中さんにもう一点お伺いするのですが、今の文部省の説明によりまして、一ぺんにこうした大ぜいの養護教諭を四年間に作るということはなかなか困難だと思いますが、高校の養護教諭を三十七年度からやらなければならぬという理由をちょっと説明していただきたい。私どもの思うのは、むしろ養護教諭を養育しなければならぬのは小学校、中学校をまず先に整備しなければならぬ、小中学校が先決ではないか、こう思いますけれども、三十七年度から高校をやらなければならぬという理由をお示し願いたい。

○山中(吉)議員　思想は御説の通り私も同じ考えで、義務教育、しかも年齢の非常に少ない少年でありますから、義務教育より充実するのが正しいと思えます。ただ高等学校の場合には人数が足りないものですから、年次計画で充足しなくて、残りは一年でもできるのであるという考えからきていますので、義務教育については先ほど申し上げましたように、三万という教員の充実というのでありますから、これは年次計画で処理しなければならぬのであって、思想的にあくまでも養護教諭を義務教育に義務設置という思想を確立したあとにおいて、今お話がありましたような教員養成計画の間における矛盾もありませんし、これは年次計画を延長して、財政事情に応じて充実するということは思想と関係なくしなければならぬ手続だ、こう考えておるのではありません。

○田川委員　今のお話で私もよくわからないのですけれども、小学校、

中学校を先に充実しなければならぬという思想からすれば、高校の教諭を数人が少なくてもそんなにあわててやる必要はない、小学校が整備できてからでいいんじゃないかと私は思います。

先に質問を進めますが、文部大臣にお伺いしたいのでありますが、山中さんの御提案の趣旨は、私どもも趣旨としてはまことにけっこうであります。ただこうした各小学校、中学校を必置にするということはちょっと飛躍し過ぎておるというように私も思います。しかしそれにしましても現在の養護教諭の全国的な配置を見ますと、かなりひどい差がある。法律案の提案理由にも一部出ておりますが、栃木県だと、奈良県、そういうようなところは非常に養護教諭が少なく、学校の数に比例して一割くらいしかない。かと思ふと東京や神奈川などは非常に数が多くなっている。こうした極端な全国的な配置の不均衡、こういうことにつきまして文部大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○荒木国務大臣　養護教諭の必置制の方向に持っていくかねばならない必要性は私も田川さんと同感であり、山中さんとも同感でございますが、御指摘の通り何分にも特殊の教員でございますので、必置制にするとなれば、必置制にできるだけの供給源を育成してからでなければ、名目だけ必置制になりまして、実行不可能なことが現状通りということになるおそれがございますので、趣旨においてはけっこうではあります。漸進的に必置制に向かって進んでいく考え方でやらねばならぬまい、かように存じておるのが政府原案の心持でございます。御指摘の通り、それ

にしましても現在の状況は必置制の方向に向かうという前提に立てば立つほど、都道府県によって非常な違いがあるというところは、当面の問題としましても感心したことではないと思うのでございまして、なるべく養護教諭の配置の少ない都道府県に對しまして、他の府県に追いつくような考慮をあらゆる面であつていかねばならない事柄と思ひます。そういうことで、漸進的に必置の方向へ歩みを進めていきたい、かように思います。

○田川委員　私も、養護教諭を補充していくには、漸進的にやっていく以外に方法はないと思ひますが、ただ先ほど申しました各県の配置状況の不均衡、これを直すのはなかなか困難だと思ひますが、初中局長にお伺いします。こうした極端な不均衡を直すにふやしていくのか、漸進的にふやしていく方法、それが不均衡を招かないでやっていくような方法がないものか、お聞きしたい。

○内閣府委員　これは午前中申し上げました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律がございまして、この法律によりまして、現在は、小学校千五百人に一人、中学校二千人に一人の割合で算定をされておるわけでございます。この完全な実施が昭和三十八年で完成いたしますので、現在のところまだ二千二人くらい余裕があるわけであります。三十八年までに、今申しました小学校児童数千五百人に一人、中学校二千二人に一人のところまで充足していく。これはもちろん交付税で保障しておりますので、明確にこれだけは養護教諭の定数

というわけには参りませんけれども、算定の基礎は、養護教諭はそういう算定の仕方をしておりまして、その算定の基礎を基準に各県の指導をして参りたい。三十八年で第一次の計画が済みますので、やがて第二次の五年計画を考えなければならぬ。そこで次の段階をいたしましては、小中とも千人にすると、あるいは中学校千五百人にすると、漸進的に確保できるように方向を進めて参りたいと思ひております。

○小林(信)委員　関連してちょっとお伺いいたしますが、今文部省の方でも逐次年次計画で、さき大臣もおっしゃったように、各校に必置の状態を作るといふお話しなんです、これが完了するに一体どれくらいの予定を持っておられるのですか。

○内閣府委員　少なくとも今後十年はかかるだろうと考えております。

○小林(信)委員　その十年というのは、先ほど米文部省の皆さんが言っておられるように、養成機関というものが困難であるからそうなのか、財政的な面で大蔵省説得がむずかしいからで、きないというのか、われわれが今までのこの問題で当局のお話を承ったのは、やりたいことはやりたいんだ、しかしやりたいということよりも、実際に当事者が非常に要望しておる、その希望に沿いたいんだけれども、財政的な面でなかなかこれが実現できなかったんだ、今お話を聞けば、養成機関が困難だから、こういうふうな理由でおっしゃっておりますが、養成機関というものは作れば作れるわけですか。しかしそれを怠っておるから養成機関がいつになってもできてこない。そう

して採用の方が採用してくれないから希望者はないわけですか。要は文部省のもっと積極的な意欲の問題だと思ひますが、一体養成機関だけの問題であるかどうか、この点をしっかりお聞きしたいのです。

○内閣府委員　これは単に養成機関だけの問題ではないのでございまして、養成機関と財源の問題、この二つがからんでおる問題でございまして、先ほど山中委員からもお話しのように、三万名の増員を予定しておりますので、財政負担から申しましても相当多額な負担になるわけでございまして、これを一挙にふやすことは非常に至難でございまして、同時に養成計画の点から考えましても、現在の養成計画では五百人。これをふやせばいいじゃないかという御意見でございしますが、一応ごもっともでございしますが、この養成機関に準ずるものとして看護婦の養成所があるわけであります。少なくとも看護婦から出てこない給源がないわけでありまして。看護婦さへも今回のところ非常に底上げしております、看護婦の養成所へ入る者は三千名程度の定員になっておりますが、卒業する者はわずかに千五百名、こういうような状況ですから、養成機関をふやしたからといってすぐ解決する問題ではないと私は思ひます。

○小林(信)委員　今ここであらゆる学校に設置するということになれば非常に飛躍的な考え方だといふふうに言われるのだが、大臣は、先ほど機会均等のお言葉を聞きますと、六・三・三・四という制度以外に、また何か道を見つけて、そうして勉強する子供たちの要望に沿うといふようなことが機会均

等であるというふうなお説もありました。が、実際父兄の立場とか、あるいは学校の先生たちの気持ちから考えれば、実際においては大きい学校に大体養護教諭論があつて小さい学校にない。ところが小さい学校は、先生が学校の仕事だけでなく相当に多いのに、そういうものに手を回さなければならぬというふうなこと、かえつて小さい学校ほど要望が多いわけですね。ところが、なかなか小さい学校なんかには養護教諭の設置がないというふうなことで、これこそ機会均等でない一番大きな問題だと思ふのです。そういう点では、今まで実際当局が怠つておつたからきよの段階では全体に必置することがむづかしいといふことであつて、もっと積極的な方法を講ずることが大事だと思ふのです。従つて山中委員の提案しているこれを実現するように私たちは努力しなければならぬと思ふのです。

そこで私は、別に関連をさういふ面からお伺ひしようとするのでなくて、実は私の県にここ二、三年米小児麻痺が非常に流行しておるのです。こういうふうなことがやはり学校の中では一般の教育以上に関心を持たれておるし、これに対して適切な方法を講じなければならぬわけなんです。そういう場合に養護教諭のないということが非常に問題になつてゐるのですが、何か山梨県から最近そういうことについて文部省に特に要望があつたことはございませうか。

○内藤政府委員 私はまだ具体的に伺つておりませんが、本年度肢体不自由児の学校その他養護学校を含めまして、十二、三校ほど予算が確保してありますので、養護学校につきましては

できるだけ各県の御要望を伺ひまして設置の促進をはかつて参りたい。今御指摘の点はやはり肢体不自由児という範疇で見ればよいものではなからうかと考えております。小児麻痺ということでごさいます。小児麻痺に入れるのは少し無理ではなからうかと思ふのです。そういう面で養護学校あるいは特殊教育の面でこれを救済した方がよいのではなからうかと考えるのでございませう。

○小林信委員 これで終わります。よけいな質問になつたのですが、実は重大問題なんです、学校の子供のことであり、しかも非常に重大な問題でありますので、私はおそろしく具体的な問題がさつそく文部省へ話があつたと思つたのですが、やはり保健衛生というものが教育行政の中の大事なものであるといふことが一般に認識されておらない、これはやはり教育行政そのものの欠陥でもあると考えなければならぬと思ふのですが、実は富士吉田市の吉田小学校だと思ひましたが、そこに流行しておる小児麻痺はかかるとすぐ死んでしまふのであります。もうすでに二人死んだのであります。そういうふうな事実を何も文部省が一々調べる必要はないので、文部省へさつそく言うてくるということが当然の道だと思ふのですが、こういうふうな問題が私の県には最近ひんびんとして起きておるわけなんです。こういう点を考えても、養成機関がないとか、財政的にだめだとかいふふうなことで、今後十年も延ばしていくといふことは、そんなことで文部省がいろいろすることは、私は怠慢だと思ふのです。これはやはりもっと早速に、山中案のような、こ

れを早く実現をしていくことが私は教育行政の責任であり、最も緊急を要する問題だと思ふのです。何か財界の人たちが要望するようになつては非常に忠実に工業教員養成というふうなことをやるのですが、もっと一般的な、機会均等の意味からいふならば、こういうものを通すことにもっと熱意を持たなければならぬと思ふのです。第一法律そのものが生まれるときに置かなければならぬと書いてある。しかし当分の間置かなくてもよろしいといふことだけであなたたちは満足してゐるのですか。もっとこういうものに真剣に取り組む必要がある。十年もたてば何とかなるだらうといふことは、私は非常に遺憾だと思ふのです。私の県のそういう一つの事実を見ても、最近小児麻痺なんかも昔のようではない、非常に危険なものも生まれてくることを父兄は心配しておられます。それは教育行政の問題ではないのだ、これはもう厚生省の仕事だといふふうに何か考へておられるようですが、もっとそういうものが認識されるように私は当局に十年後になつて機会均等の姿になるといふようなことは、どうですか、了承できますか。

○荒木国務大臣 私も十年などとのんびりしたことでなしに、即座にでも必要に應じたい気持は御同感ですけれども、現実問題として、すでに話が通つたように、看護婦が主たる養護教諭の給源だといふ前提に立ちますれば、現状においては二千五百名くらいしかない。強制するわけにいきませ

ず、その二千五百名もすべて養護教諭にしてしまつたら病院が看護婦なしでいかなければならぬというふうな関係にも立つわけでありまして、もし三万人をすみやかに養成しようとするならば、かりに十年計画で充足するといつたとしても、大へんな看護婦の養成施設を必要とする。その給源に立つて養護教諭の養成をするということになりますれば、今指摘されました数字を基に言へば、十年で達成するためには現在の三倍くらいの施設を整備しないことには達成できないほどの、ほとんどの十年でも不可能に近い数字だと推定されると思ひます。そういうことの現状に直面いたしまして、實際的に申せば、気持は幾ら早く必置制に考えましても、實際がこれに伴わないといううらみは免れないと思ふのであります。そういうことからいたしまして、十年をせめて目標にして極力努力を積み重ねていくということが、当面としては最大限の現実性ある考え方じやなからうか、そういう意味で今政府委員が申しました十年もやむを得ないことと存じます。だからといって放置するわけではむろんございませぬ。あらゆる努力を払つて十年は九年、九年は八年と短縮することはもちろんですが、そう右から左には実現は困難であらう、それが現実だ、かように思ふわけでありませう。

○濱野委員長 上村千一郎君。御提案にかかる義務教育諸学校施設費、国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして、少しく問題点に対する御質問をいたしたいと思ふわけでありませう。

○福田政府委員 ただいまお尋ねの点でございませうが、御承知のように公立学校の施設整備につきましては、昭和三十四年度以来五カ年計画をもつて進んで参りまして、三十四年、三十五年、三十六年度と三カ年は大體進んで参つたわけにございませう。この中で義務制の学校についてでございませうが、これにつきましては五カ年計画の全体の坪

数といたしましては二百二十五万三千坪ばかりでございます。

〔委員長退席、中村（庸）委員長長代理着席〕

それに対して、昭和三十六年度までの予算に計上されましたものを実施済みとしてかりに計算いたしますと、約六七％くらいになると思いますが、百五十四万九千坪くらいになるわけでございます。残りは約七十万三千坪というふうな計算になるわけでございます。金に換算しますと、大体残り坪数に應じます予算といたしましては百七億程度と考えております。

○上村委員 この公立文教施設整備五カ年計画を策定した後におきまして、いろいろとこれら計画について訂正と申しますか、多くの事業を付加していったであろうか、その事業の追加について文部当局としてはこの義務教育諸学校施設につきまして、どういう点を重点に付加していったか、その具体的な点について御説明をいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 御承知と思ひますけれども、五カ年計画を策定いたしましたのは、一応三十二年度ないし三十三年度において各公立学校の実態を調査し、それぞれの詳細な調査に基づく資料があったのであります。従つてそれを基礎にいたしまして五カ年間に今申し上げましたように相当大きな事業量を計画いたしました。五カ年計画といひましたのは二百二十五万坪程度を整備する。それによつて小学校あるいは中学校等の不平常授業を解消する、こういうのがねらいでございます。一応の全体的な計画を立てて整備の目安をつけていくということが意図された

わけでございます。従つて初年度からその計画に従ひまして、それぞれの事業について実施をして参つたのでございますが、一応五カ年計画で策定された次計画でやつて参つたのでございませう。従つて各事業について、あるいは小学校の不平常授業を緊急に解消しなければならぬというふうな事態に對應しましては、その計画の範囲内でまず最初に小学校の校舎を緊急に重点的に整備するというようなことをやつて参りまして、次に御承知のように中学校の生徒の急増対策として、中学校の校舎整備を実施するというもので、三十六年度予算をもつて三十七年までのピーク時までの校舎を整備するというようなことをやつて参つたのでございませう。ただしこの五カ年計画を策定いたしました当初計画の中に予想しなかつたような事態が若干起こつて参りました。たとえば小学校の校舎に對しまして、一般の平常授業の坪数に對しまして、地域的な社会増というものが起こつて参りました。特に公団住宅ができるとか、工場等の誘致によつてその付近に人口が非常に多くなるといふようなことにつれて、小学校の生徒が非常にふえるといった地域が特に都市周辺に起こつて参つたのでございませう。従つてその都市周辺の社会増について、当初の計画の中には入っておりません。そういう点を若干繰り込むように五カ年計画を実施上において修正して参つたというふうなことがございませう。とにかく小学校のいわゆる校舎の建築の要求が非常に強いのでありますから、そういう一つ実情に合うように是正していこう、こうい

うことで工事量を延ばして参つた。それからまた統合校舎につきましても、大体同様のことが言えると思ひますが、五カ年計画策定当時においては、町村等で議決済みのもの、あるいは議決済みではないが、将来計画があるというふうなものを、一応実態調査をいたしましたのであります。ところが三十五年度に調査いたしましたところ、意外に町村合併等が多く行なわれまして、それに伴つて統合校舎が非常に多くなつてきたというふうな関係から、どうも当初設定しました五カ年計画の事業計画では、まかない切れぬというふうな問題で、これは今後少し問題を残しておきますけれども、とにかく新しい統合計画を織り込んでいかないと実施できないというふうなことで、これは三十六年度から一部五カ年計画に實質上の修正を加えて事業量を延ばしていく、そういう点を重点として取り上げて参つたような次第でございます。

○上村委員 大体わかりました。

それでは山中さんに質問をさせていただきます。大体趣旨は先ほど申し上げた通り、私もきわめて同感の点が多いわけですが、私も、国全体といたしますれば、経費に限りがあると思ひます。それで学校施設の整備にいたしまして、どうしてものに重点的に行なうべきものがあるだろうと思ひます。どれもこれも同時にできればいいとは思ひますが、そこにおのずと序列が生ずるものではないかと思ひます。当面最も緊急な課題はどういうものをお考えに

なつておられるか、具体的に御説明を賜わりたい。

○山中（吉）議員 義務教育の施設全般について完備しなければならぬということを前提として申し上げたいと思ひますが、その中では何としても不平常授業の校舎の解消と、考朽校舎の解消というものは絶対必要だと思ひます。不平常授業については、教育そのものに大きい支障を来たす問題でありますし、考朽校舎は子供の人命にも関係する問題でありますから、こういうものについては早ければ早いほどいいというところは万人の認めることだと思ひます。さらに屋内体操場ですか、ことに寒冷地帯というふうなところにおいては、講堂と同時に、半年ないし三カ月間雪の中で住んでおるのうで、どうしても屋内体操場を作るといふようなことは、これも教育上非常に必要である、こういうふうなことに加えて、さらに考えなければならぬのは、現在の文部省の暫定的な基準坪数というものは、特別教室というものはほとんど置けない、普通教室がせいぜい一ぱいだけというふうな、非常に貧弱な基準でありますから、小、中学校において職業教育の基礎を養おうという立場において、十分なる特別教室を含むような基準坪数の引き上げということも、これも捨てるわけにいかないと思ひます。それから、そういうことも考へてみまして、義務教育の完成という意味からいいますと、私はそれを総合的に年次計画においてこれを推し進めていく必要はないか、軽重の差はあつても、一部を取つて一部を捨てるということのできない、私はすべて緊

急に施設すべき設備だと考えております。

○上村委員 御指摘の点につきまして、おのおの重要な点とお考えでございますが、私も重要な点と思ひます。ざいざいですが、また総合的な計画を立てるということも必要だと思ひます。そのおのずと序列が生ずるであらうというふうな思ひであります。その点につきましてお確かめをいたしたのであります。それで御承知のいたした点、今も、補助率なり負担率なりをこの際引き上げて参りまして施行いたしますれば、これは当然国の財政負担も相当増加するわけでありませう。必要度からいいますれば、仕事量を増大させまして、仕事を多くいたしてこの緊急の仕事完了いたすということが、現在の立場上きわめて妥當であらうというふうな考へるわけでございますが、その点は山中さん、どういふふうにお考えになりますか。

○山中（吉）議員 補助率の引き上げが先か、仕事の量を拡大するが先かという御質問であります。これは私は一定の条件が備わつてくれば仕事の量が先だと考へておるのですが、現在の二分の一補助という補助率でいきますと、市町村という地方自治体の方が父兄の負担にこれをかぶせてきています。PTAにしろ寄附になるわけがないという保障をまず打ち立てるといふことが必要でありませう。それから府県、市町村の財政上非常にゆとりがないという点においては、国の現在

の二分の一の補助では、どうしてもなすべき施設というものを進んでやらな

いという傾向があるので、補助率の引き上げと仕事の量というものは、現在の条件においてはともどもに考慮すべきじゃないか、こういうふうには私に考

えておるわけでありまして。それと同時に、もし仕事の量というものを先に持っていこうとすれば、現在の文部省の定めておる、いわゆる補助率とい

いますか、こういうものも、実質上二分の一にならないような予算の操作が実

際にあるものでありますから、二分の一といつても、実際は二分の一以下にな

っている。実際の建築の経費から計算をしますと、それから基準坪数の関

係からいって、実際に教育に責任ある市町村からいって、文部省の補助対

象になつておる教室のほかに、特別教室を四つ五つ建てたい、そういう切実

な要望があるのに、それが補助対象にならないところから、その補助率がそ

こに実質上は下がつておるといふことで、そういう実質上補助率が下がらな

いような手当がどうしても先行しなければ、仕事の量の拡大も実現しないん

じゃないか、こういうふうに考へておるので、そういう点を考へて、補助率

の引き上げと、仕事の量をスピードを上げていくという点は、現在の条件で

は同時に考へるべきだと考へておるわけでありまして。

○上村委員 それは山中さんがおっしゃったように、補助率の引き上げがで

き、仕事量も増加できるということになれば、それはけっこうでしようけれども、それが今のような財政負担、あ

るいはそれに相当の増加を来たすとい

たしまして、なかなかそういうふうにはいかないと思う。

それで管理局長にお尋ねしたいのです。この従来の補助率なり負担率です

ね、そうして他のものはその地元、要するに市町村の負担になるわけですよ

ね。その場合に起債ですね、起債のワ

クを設けて、そうして仕事の遂行のしやすいように従来はかつておったとい

うような実情にあるのかどうか。

○福田政府委員 従来五カ年計画を設

定いたしましたして、たとえば小学校の正常授業の解消のための校舎整備、あ

るいは中学校の正常授業の解消のため

の校舎整備、これらすべて五カ年計画に伴いますものにつきましては、そ

の法律の中にそれぞれ負担率が引き上げられておりますが、二分の一なら二

分の一という負担率に伴ひまして、その残りの二分の一の八〇％は起債によ

つてこれをまかなう、こういうようなことで、これは自治省において財政

計画とお立ていただきまして、負担金と起債と両方相待つて整備をはかつて

いく、こういう建前になっておるわけ

でございます。

○上村委員 もう一点管理局長にお尋

ねしたい。今山中さんがちょっと触れ

られた従来の補助率といつた場合、そ

こに実質的に補助率を下回るといふ

あるいはP.T.A.に負担させるとか、よ

から少し取り立てるとかというよう

な、実質的な補助率より低下しているよ

うなことのほか、文部省としては何

らかその点は注意するなり、そういう

ような対策でも具体的に施されてお

るか、その点をお伺いしたい。

○福田政府委員 これはいろいろな面

から検討する必要があると考へてお

るわけでありまして、一つは単価の問題

があるかと思ひます。私どもの方の計

画によりまして、予算上計上されてお

ります単価は、三十六年度で、中学校

の鉄筋校舎でございますと五万六千二

百円、鉄骨でございますと四万二千九

百円、それから木造でございますと二

万七千二百円、こういうような単価に

従来なっております。ところで、実質

上負担率を下回るといふ、いわゆる地

元にそれだけ余分の負担をかけている

かどうかという問題でございますが、

単価という点から申し上げますと、最

近建築単価が若干上がつてきたとい

うに言われておりますが、三十五年

度の実施単価を調べてみましたところ

、木造では地方によりまして若干の

出入りがあるようでありまして、その他

についてはほとんどこの補助単価でま

かない得ると考へております。従つて

木造については県によりまして若干の

差がございますので、それについては大

体千円見当の傾斜をつけまして補助いた

しておりますので、大体今までのところ

はこの補助単価で困るといふよう

なことはなかつたと思ひ考へており

ます。ただ工事量の点につきましては

、先ほど山中委員からも御指摘ござ

いました、五カ年計画の中で中学校

を例にとりますと、普通教室だけしか

整備の補助の対象になつておりませ

ん。従つて特別教室を作りたいとい

ふ場合、町村が自前で建てなければ

ならないといふことがございますが、

そういった場合にP.T.A.等にも特別教室

を整備するために若干の負担をかけた

といふことは、地方によりまして間々

あることではございます。そこで私ども

といたしましては、そういった点は現

在は五カ年計画の中で補助対象にな

つておりませんのでこれはやむを得ま

せんが、今後の問題といたしましては、

中学校の校舎の普通教室の整備が一

完了することになっております。従つ

て今後の取り上げ方といたしましては

、将来不足する特別教室の整備を緊急

に、いづれ五カ年計画のその点からの

修正を検討している最中でありませ

ん。そういうことができれば、今申し

ましたような点は一応なくなる、こ

ういうように考へております。従前

におきましては私も単価の点その他の

点から考へましてそう無理はなかつ

た。従つて構造比率の問題を引き上

げるといふことが、地方の負担の点

から申しまして工合がいいといふこ

とで、三十六年度の予算では鉄筋、鉄

骨の構造比率を一〇％上げまして、

これも今申し上げました負担には相当

ブラスになる。こう考へております。

○上村委員 山中さんに伺ひますが、

管理局長の説明なども拝承し、なお

いろいろ考へてみまして、工事量の

拡大とそれから負担率の引き上げ、

これは同時に進行していけば理想的

ですが、現状のままにおいては、む

しろ工事量の拡大を先にして、ある

いは先ほどの構造比率及び建築単

価という点に先にする。そうしてな

お起債という点も十分活用して進

むという方が、むしろ現状に適合

した目的をスムーズに解決していく

方法ではないかと思ひます。その点

につきましては、もう一度山中さん

の御意見をお聞かせ願ひたい。

○山中(吾)議員 局長は非常に遠慮

深く答弁しておると思うのですが、

大蔵省との関係もあると思ひますが、

実際の地方からいいますと、普通

教室だけを建てると二、三年あと

に特別教室を建てるといふような

非教育的な学校建築設計はできな

いのであります。やはり最初から

特別教室を十分に建てていく。

一たん建てたら四十、五十年ま

た建て直すことのできないもので

ありますから、そういう意味にお

いてこの基準坪数というものは、

私は普通教室が充実したあとに、

その次に特別教室をプラスする予

算を計上するといふようなことは

教育的でない。最初から基準坪

数を引き上げていくべきだと

私は思ふのであります。それから

実際の寒冷地地方の屋内体操場

におきまして、僻地学校の集会所

にいたしましては完成はなかなか

できないので、スピードを上げる

といふことは何となくも考へ校舎

に至つてはさらに必要であります

から、その点について工事量の

拡大といふことは切実な問題であ

ります。これは上村さんと同じ意

見であります。そのために補助率

を引き上げるといふことが、現在

二分の一の補助といふものが実質

上二分の一になつていふことが一

つと、先ほど二分の一の補助に

対して八割起債がつけられるとい

ふことが前提になつていふ。む

しろ二分の一の補助ならばそれ

よりも多い起債がとれるような

行き方をして、地方財政を援助

するといふ行き方をしない限り

は、その切実なる工事量も推進

できないのだといふ意味にお

いて、私は補助率の実質上の引き

上げは少なくともしなければ

ならない。それから同

じく答弁しておると思うのですが、

大蔵省との関係もあると思ひますが、

実際の地方からいいますと、普通

教室だけを建てると二、三年あと

に特別教室を建てるといふような

非教育的な学校建築設計はできな

いのであります。やはり最初から

特別教室を十分に建てていく。

一たん建てたら四十、五十年ま

た建て直すことのできないもので

ありますから、そういう意味にお

いてこの基準坪数というものは、

私は普通教室が充実したあとに、

その次に特別教室をプラスする予

算を計上するといふようなことは

教育的でない。最初から基準坪

数を引き上げていくべきだと

私は思ふのであります。それから

実際の寒冷地地方の屋内体操場

におきまして、僻地学校の集会所

にいたしましては完成はなかなか

できないので、スピードを上げる

といふことは何となくも考へ校舎

に至つてはさらに必要であります

から、その点について工事量の

拡大といふことは切実な問題であ

ります。これは上村さんと同じ意

見であります。そのために補助率

を引き上げるといふことが、現在

二分の一の補助といふものが実質

上二分の一になつていふことが一

つと、先ほど二分の一の補助に

対して八割起債がつけられるとい

ふことが前提になつていふ。む

しろ二分の一の補助ならばそれ

よりも多い起債がとれるような

行き方をして、地方財政を援助

するといふ行き方をしない限り

は、その切実なる工事量も推進

できないのだといふ意味にお

いて、私は補助率の実質上の引き

上げは少なくともしなければ

ならない。それから同

じく答弁しておると思うのですが、

大蔵省との関係もあると思ひますが、

実際の地方からいいますと、普通

教室だけを建てると二、三年あと

に特別教室を建てるといふような

非教育的な学校建築設計はできな

いのであります。やはり最初から

特別教室を十分に建てていく。

一たん建てたら四十、五十年ま

た建て直すことのできないもので

ありますから、そういう意味にお

いてこの基準坪数というものは、

私は普通教室が充実したあとに、

その次に特別教室をプラスする予

算を計上するといふようなことは

教育的でない。最初から基準坪

数を引き上げていくべきだと

私は思ふのであります。それから

実際の寒冷地地方の屋内体操場

におきまして、僻地学校の集会所

にいたしましては完成はなかなか

できないので、スピードを上げる

といふことは何となくも考へ校舎

に至つてはさらに必要であります

から、その点について工事量の

拡大といふことは切実な問題であ

ります。これは上村さんと同じ意

見であります。そのために補助率

を引き上げるといふことが、現在

二分の一の補助といふものが実質

上二分の一になつていふことが一

つと、先ほど二分の一の補助に

対して八割起債がつけられるとい

ふことが前提になつていふ。む

しろ二分の一の補助ならばそれ

よりも多い起債がとれるような

行き方をして、地方財政を援助

するといふ行き方をしない限り

は、その切実なる工事量も推進

できないのだといふ意味にお

いて、私は補助率の実質上の引き

上げは少なくともしなければ

ならない。それから同

じく答弁しておると思うのですが、

大蔵省との関係もあると思ひますが、

実際の地方からいいますと、普通

教室だけを建てると二、三年あと

時に今補助対象になっていないところの学校の敷地ですが、運動場を含んだ膨大な敷地というものは、僻村において、ことに山村地域においては常に紛争の種となるほど重要な問題であります。それがほとんど自買いかあるいは寄付というような関係があるので、この敷地に対する補助制度を作ることには絶対必要なことではないかと私は考えます。提案しております法案の中において一般の施設設備の五分の四の補助率の引き上げということ、義務教育全額負担という思想の上に立つての年次計画で実現しようとするものでありますから、年次計画を引き延ばすということは、これは財政上の問題として考える余地がありますけれども、敷地を補助対象にしないので、そして地方の紛争のもとにし、地方の負担にし、PTAの負担にしておるということだけは、これはどうしても不合理千万であり、国の制度として取り上げるべきであると考えざるを得ません。そういう意味から、上村さんの御質問の趣旨からいっても、工事量の緊迫性は認めますが、同時にそれを推進するための補助率の実質上の引き上げ、また補助対象に新しくすべき緊急の問題があるということとは、これは間違いないと思うのです。

坪数にしましてもあるいは非常に高価な、要するに地価の問題が買取関係の点について千差万別であろうと思うのです。そういたしますと、この校地の購入に関する経費についてその二分の一を国庫負担とするというような御趣旨でございますけれども、その補助の基準と申しましようか、そういうようなものについて一つ具体的なお考えをお漏らし賜わりたい、こう思っております。

○山中(吾)議員 これについてはお説の通り、実は非常に困難な方法上の問題があると思うのであります。やはり土地価格評価委員会というふうな、学識者、経験者を含んでの評価委員会が各地域に置かれなければならぬことは明らかだと思っております。それと、やはり一応の国における基準単価というものをもち、その範囲内において地域の土地評価委員会を構成して、決定をしていくという行き方がいいのではないかと考えております。

○上村委員 その点について、まだ法案の実質において検討すべき余地があるのではなからうかというふうに思います。問題点を提起しながらこの点についての質問を終わりたいと思います。

○上村委員 大体提案者の御意思はわかりましたので、その点はその程度でとめておきますが、次に校地の購入関係でございます。この点につきましても、ちょっと具体的に御説明を伺いたいと思うのであります。建物の補助という場合は比較的補助の対象基準といえますか、そういうものが明確でございませう。けれども土地という問題は、その

上をはかるためということが教育職員免許法の本来の趣旨であることは、また基本的な点であるというところは、動かすことのできない点であろうかと思うのです。しかしながら、その教育現場の実態に即応いたしまして、その方法、制度の内容につきましてもこれを改善し、また簡素化していく必要があることはいまでも必要であろうと思っております。五回にわたって改正が行なわれたいという点も、これを裏書きをしておるだろう、こう思うのであります。でございませうけれども、特に私は質問の観点をしぼりまして、教育職員の資質の保持と向上という点について、また現在の社会情勢の必要との調和の観点に立ちまして少しくお尋ねをいたしたい、こう思うわけであります。

○村山説明員 中学校の教育課程の改定等に伴いまして、教育職員の免許状の教科がどのように改正されるのか、この点につきましても少しく具体的に御説明を賜わりたいと思います。

○村山説明員 中学校の教育課程の改定は昭和三十三年に学校教育法施行規則の改定、学習指導要領という形で出されまして、昭和三十七年から全面的に実施されることになっております。その中で教科の名称並びにその内容が従来と比べて変わりましたものが二点ございまして、一つは従来の図画工作が美術というように変わりましたものと、もう一つは従来の職業・家庭科が技術・家庭科というように変わりましたのと、二点でございます。今回の免許法の改正も、この教育課程の改定で名称並びに内容まで変わったものに

の免許状の名称をこれに対応することく、従来の図画工作を美術に、それから従来の職業を技術に変更するものでございまして。

○上村委員 新しい免許状への切りかえ措置というのは、具体的にどういうふうに講ずることになっておりますか、その点について御説明を賜わりたいと思います。

○村山説明員 従来の図画工作が美術に変わります場合におきましては、内容も変わりましたわけでありまして、その趣旨等が根本的に変わったものでもございせんので、従来の図画工作の免許状を持っておった者は、新しい美術の教科がそのままで担当できるように措置いたすことになっております。それから新しい技術科の免許状につきましても、従来これに相当する教科は、従来の職業とそれから図画工作の工作の部面が整備されまして技術になったと考えられるわけでありまして、その内容につきましても相当変わっておりますし、それから、教育課程の改定に即応いたしまして、現場におきましては従来の職業ないしは図画工作の免許状を持っておる者を対象としたしまして、新しい技術科を担当し得るよう講習を実施しております。そこで、従来職業及び図画工作の免許状を持っておった者で文部省で実施しております技術科の教育課程の講習を受講した者につきましては、講習受講を条件といたしまして新しい技術の免許状が取り得るよう措置いたしております。

○上村委員 実習助手に対して、高等学校の工業等の実習を担当する教諭の二級普通免許状授与の特例措置が講ぜられてる。そういう措置を講じた理由につきまして、少しく具体的に御説明を賜わりたいと思います。

○村山説明員 高等学校の職業教育関係の実習助手と申しますのは、高等学校におきまして、実習に關して教諭の職務を助ける職員ということになっております。その職務内容ないし勤務態様が一種ではございせんし、また学歴等も種々様々でありまして、従来資格等が定められておらなかった関係で、実習助手はどれほど勤務して、どれほど実力がすぐれておっても、正規の教諭に上進する道がなかったわけでございますが、だんだん現場の実情を承りますと、実習助手の中には、学歴はともかくといたしまして、相当の実習に關する知識、技術を有しておる方がありまして、実際に、生徒の指導に従事しておられる助教諭の職務としまして変わらな仕事に従事しておられるこれらの方々が、勤務多年にわたるによりまして、臨時免許状を持つた助教諭が教諭になる場合に必要単位を取らる場合におきましては、実習助手だけが教員になる道が開かれていないというところは実情に即しないという御要望もあり、その措置をとることが必要であると考えられましたので、今回実習助手の学歴に即しまして、それぞれ同じ学歴の人が、臨時免許状を持つて助教諭である場合に教諭に上進する方法を、そのまま実習助手に適用いたしまして、臨時免許状を取るという手段を省略いたしまして、必要な経過年数と単位を取ることによりまして、実習に關する教諭の二級免許状が得られるように措置したものであります。

○上村委員 養護教諭以外の養護婦等の職員に對しまして、養護教諭免許状授与の特別措置を講じてありますが、その講じた理由につきまして少しく具体的に御説明願いたいと思います。

○村山説明員 養護教諭は学校教育法上、小、中学校につきましては必置を建前としておりますが、当分の間は置かないことができるといふ規定上の建前になっております。実際問題としては、学校の現場では法の建前であるところの必置制をしたい、しかし定数との関係で県費の負担職員としては任用できないという実情でございますので、市町村費負担その他で養護教諭相当の職員を任用してございます。

これは県費負担の職員でございせんので、養護教諭として任用することはできないわけでございますので、公立学校におきましては、市町村費負担、あるいは場合によってはPTA負担等で養護教諭の資格を有する者、あるいは資格は持たないが看護婦、准看護婦等の資格を持っておる者ないしはそれ以下の者も多少ございしますが、そういう者を学校養護婦とか、養護婦とかその他いろいろな名称で任用しております。

〔中村庸〕委員長代理退席、委員長着席

これらの方々は形式的に養護教諭でないといふことでございますが、実質的には養護教諭と同等の職務に従事しておるわけでございます。しかし形式的に養護教諭でないといふために、何年勤務しても、かりに現地養護教諭の資格を持っていないとすれば、経験年数と単位によって上進できるという道が閉ざされておったわけでございます。

かような正規の養護教諭以外の職員が現場におるといふこと自体は、これは研究を要する問題でございしますが、実際問題として三千人以上もかような職員がおられるとすれば、これらの方々が、正規の養護教諭の資格を得る道が閉ざされているといふことは、やはりその方々の勤務の士気にも影響することでもございします。それからまた良好な成績で勤務して所定の単位を取るという方々に対しては養護教諭の資格を得させるというところは、実際問題として実情に即した措置であるとも考えられますので、今回そのような道を開く改正措置を講じたわけでございます。

○上村委員 私の質問はこれで終了いたします。

○濱野委員長 竹下君。

○竹下委員 通告の順番を変えていただきます。私がやらしていただきます。

ただいま上村委員から御質問のあった問題で関連してごく簡単に質問を行ないたいと思います。

教職科目の修得を免除するという場合、免除したからそれで工業教員となる者が多くなるといふ、一応の概念としてはそういうことが言えると思ひますけれども、実質工業教員となる者はどのくらいであるといふふうに推定せられておるかといふことを承りたいと思ひます。

○村山説明員 現在工学部を卒業いたす者の総数は年間約二万名ございします。そのうちで教職課程をとり、工業教員の免許状を取る者の数は、最近では約七百名くらいになっております。残りの一万九千名余の者は資格も取ら

ないわけでございます。今回の措置によりまして工学士であれば工業教員になる道が開けるわけでございします。で、任用の方法を工夫するとか、あるいは待遇改善の道を講ずるといふことにいたしました。工業教員に任用する可能性が一万九千名ほどの者について生ずることになります。しかし現実にはそのうちで何人が工業教員になるかといふことにつきましては、どれほど熱心にこれらの者が教員になるように採用者が誘致するか、それからどれだけ待遇改善の措置が講ぜられるかといふようなことにもかかるかと思ひます。そこで具体的に何名くらいという推定はできにくいわけでございします。

が、現在のようにならば工業教員になり手がないと言われております。実情におきましても、やはり民間等から工業教員になる者も百名ないしは年によってはその以上の実情でございします。今回の措置によりまして少なくともその二、三倍程度は期待し得るのではないか、かように考えております。

○竹下委員 ただいま二、三倍程度は期待できるといふ希望を承ったわけですが、一応こういう緩和措置によってそうしたものが期待できるといふ大原則は私も認めるわけであります。現在たしか教職科目は十四単位でございしたか。

○村山説明員 現在は一般の場合が十四単位でございまして、工業教員の場合には現在二分の一の減免措置がとられておりますので、工業教員になる場合には七単位で済むわけでございします。その七単位減らした分は専門科目をふやしてとることになっております。

○竹下委員 その場合やはり現在七単位も暫定的に附則で書いてあるわけですか。

○村山説明員 現在は単位を履修する基準は別表第一に定めてございします。が、この別表第一で単位をとる場合のとり方の備考として、特定の教科について二分の一でよろしいということが書いてございします。

○竹下委員 今度はこの暫定附則で変えるというわけでございしますね。

○村山説明員 その通りでございします。

○竹下委員 そうすると、これは別表の改正ということになるわけでありますが、将来の時期において、工業教員免許状取得者が多くなつて工業教員も充足した場合には本来の姿に帰すという御意思があるかないかを承りたいと思ひます。

○村山説明員 これは別表の原則はそのままにいたしまして、附則の暫定措置として考えておるわけでございします。から、暫定的な必要がなくなれば原則に戻すことにいたしております。

○竹下委員 免許法はそれだけで私の質疑は終わりたいと思ひます。

次に学校教育法の一部を改正する法律案の問題でございしますが、一応資料といたしまして文部大臣の諮問に應じた中教審の答申書を御配付いただきましたと思ひます。

○木田説明員 御希望の資料を用意するようにいたします。

○竹下委員 さらに希望として申し上げますならば、全委員に御配付いたしたいと思ひます。

きょうの八木委員の質問に対してもいろいろの答弁があつたのであります。

けれども、今年度から久留米の工業短期大学に付属工高を付置したのであります。が、将来これをどうするつもりであるかといふことが一つ。また他の四校の国立の昼間工業短期大学についても将来これをどう持つていくかといふ二つの点を承りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 おおねの点は八木さんにもお答えしたように思ひますが、久留米の短大に工業高校を付置するといふことになったわけでございします。が、これは必ずしもこの御審議中の法案が成立したときに直ちに高等専門学校に切りかえるといふことをきめておるわけでは毛頭ございせん。また今後その他の短期大学に付置することがありましても、それが当然に今度の高等専門学校に移り変わっていくのだといふこともまた同時にきめておるわけじゃないのであります。ケース・バイ・ケースの問題でもございします。

うし、全然別個に新たに工業高等専門学校というものを国立の場合に設置するといふことが建前でございます。いづれが便宜であるかは今後の検討に待って、あるいは現在ありますものが高等専門学校に移ることもないとは断言できませんけれども、建前としては全然別個に考えておるわけであります。

○竹下委員 今の大臣の御答弁は久留米でございしますが、他の四校の国立の昼間工業短期大学についての御答弁を伺いたしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 そのことにも、先刻ちょっとお尋ねがございましたのでお答え申したのですが、今申し上げました通り、久留米の短大も、その他数カ所予定されております短大につきまし

ても、建前としては同様でございます。

○竹下委員 それから高等専門学校に類似する教育機関につきまして他の国の実例と、なおこれは非常にしろうとくさい質問であります、ソ連の技術専門学校というものの学力の程度と申しましうか、そういったものについて承りたいと思います。

○木田説明員 先刻、技術教育課長から諸外国の実例につきまして各国それぞれに名称をあげて御説明をいたしたかと思ひます。

ソ連の中等専門学校につきましては、入学資格を第九年から第十三年までに至ります四カ年間の専門学校というふうに取り扱つておるようでございすから、大体今回御提案申し上げております高等専門学校と同じように——高等専門学校におきましては第十年目から始まりまして五カ年間でございすので、ソ連の九年から十三年に至りますまでの四カ年間は一年高いクラスから始まりまして、修業期間も一年長いということになっておりますが、ねらいはほぼ同様のところにあるのではないかと存じております。

なお、その学校の具体的な点につきましては、今私手元を持っておりますので、後刻調べて御返事申し上げますようにしたいと思います。

○竹下委員 私は白井委員の質問の通告の間を縫ってやりましたので、きょうはこれで終わります。

○濱野委員長 白井一君。

○白井委員 ただいま提案になっております学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、少し御質問を申し上げますのであります。午前

中、同僚の八木君からいろいろ御質問もあつたのであります、それと多少ダブる点があるかと思ひますが、その点は一つ御了承をいただきたいと思ひます。

今回の法案が出る前に専科大学法案というものが出来まして、その専科大学法案が過去において不幸にして流れたのであります、今回の高等専門学校を新しく一つの制度として作るという内容をとする学校教育法の一部を改正する法律案も、ともにその目標は同じではないかと考えるのです。

そこで専科大学法案ではなく、今度高等専門学校というところに踏み切つたというところにこの法案の非常な特色とまた重大な意義があるのではないかと、従来大学制度そのものにおいても、どうも戦後の大学の学部が一般教養を非常に重んずる。この点は新しい高等教育のあり方で、戦後における特色として、要するに人格を作り教養を高めるという点において非常に意義があるわけなんです。ただし、学部を出て社会に出て仕事に従事すると、専門の学芸と申しますか技術と申しますか、そういう方面では戦前の大学より非常に劣つておるところがあるということ、社会の方から批判のあつた点は事実であります。それが短期大学になると、その点がことにはなはだしく、まあ短期ではあつても大学という性格から申しまして当然かとは思ひますが、まあ短期ではあつても大学の大学をそのまゝ二年に縮めたという格好で、従つて一般教養ということについてはいわゆる戦前の高等専門学校よりは重きを置いておるのかもしれないけれども、今申し上げた四年制にお

いてすら欠けていた専門の学芸、技術ということになりますと、その点がよけいに痛感せられる。ただし、女子の方の短期大学は、これは八木委員からもその旨のお話がありまして、たように、いわゆる花嫁学校というやうな性格がある程度持つた部門においては、今の短期大学でも十分その使命を果たし、またそれがゆゑに短期大学がそういう女子教育方面で非常に進んできたというところに一つの意義があるわけでございますが、しかし男子のほんとうの職業としてよつても立つだけの技術を獲得するという上においては、従来の短期大学においては十分である、こういう点がありまして、そこで各方面からもう少し専門の技術を十分に研究するやうな、今の制度でいへば短期大学、そういうものがほしいというので、専科大学法案というものが何回か過去において提案されたけれども、不幸にしてこれが今日まで法案成立に至つていない。しかし一方においては、そういう要求が強いというところで、今回政府が高等専門学校というものを、あなたがち大学という名称にとらわれずに作つたところに、さつき申し上げたやうな意義があると思ひのであります。しかし専科大学とせずに五年制の高等専門学校ということにしたのであります、専科大学法案でも二年ないし三年ではあるけれども、しかし将来はその下に三年の高等学校をつつて、五年ないし六年の一貫した専科大学というやうな考えが含まれていたものであります、今回提案されたのは大学という名称をとつて、高等専門学校に踏み切つたというところに特色がある。

そこで御伺ひたいのは、専科大学という前回の考え方と、今度の高等専門学校というところに踏み切つた特色の差といひますか、そういう意義といひますか、もしそういう点がございまして、それらの点について当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○内藤政府委員 先回の専科大学の法案におきましては、将来短大の設置を認めないという点の一つの大きな点でございまして、専科大学を作つた以上はこれに切りかえるという含みがあつたわけでございます。今回の法案はそれとは別個に、短大はそのままにしておきまして、新しく五年制の高等専門学校を作つたという点が異なる一点でございす。

もう一点は、先回の案によりまして、二年または三年の専科大学、必要なる場合には高等専門学校を付置して、五年制または六年の専科大学を作るといふ案でございました。今回の案はそれさらに一歩進めまして、高等学校ではないかと、もっと徹底した一貫教育を行なうたいというので、五年制の高等専門学校にしたいという点が相違点の第二でございます。

○荒木国務大臣 ちょっと補足して申し上げさせていただきますが、具体的な特色と申しましうか、違ひは、今政府委員からお答え申し上げた通りでございますが、基本的な考え方として、終戦以来今日まできております六・三・三・四という学校体系が厳然として一つある。そのほかに短期大学という制度が、法制上は当分の間というやうなものであります、現にあって、白井さん御指摘のやうな現実の教育目的において効果を上げ、一般社会

が十分その存在を認識し、価値を認めておる。それはそれ自体として当然今後も続けていく。さらにそのほかに、短大に高等専門学校を付置するという形のものもまた認めていく。すでに御審議願つた問題であります。そのほかにも一つ、高等学校と専科大学のときに考えられたやうな、その上にもう二年を付加しまして、大学教育に匹敵するほどの一貫した高等学校と短大とを単に結びつけたのではなしに、五年間を通じての一貫した教育を通じて、社会の要請にもこたえるという新しい体系を追加する、そういうことで、換言しますれば、午前中も申し上げましたやうに、教育の機会均等、その機会をより多くするということが、教育の機会均等という趣旨が学ぶ人のためである限りは、よりよい方向づけになるであろう、そういう考え方のもとにこの高等専門学校制度を考えたのでありまして、そういう意味合いにおいて、一つの特色と申しましうか、学校体系の追加という形で、白井さんも御指摘になりましたけれども、その点を特に大事な点として重要に考えておる次第であります。

○白井委員 わが国の教育制度は、学制がしかれてから八十年間に、いろいろ制度が変わつてきていたのです、ただ戦後の六・三・三・四という制度は、アメリカの制度を大体そのままねた。その点で、日本の国情にはたしてこれが合つていのかどうかという点については、当時も相当問題があつたのではないかと。また各国の制度を見ても、午前中にも当局からたしか答弁がございましたやうに、必ずしも単純型という制度をとつていない。

教育の門戸を民主的に広げるという点においては、単線型という点は一つの意義があるのでありますが、ただその人の将来進むべき方向、才能に応じて早期にその芽を草木に伸ばしていくという点になると、一つの問題点があるのではないかとこのころに、私は単線型、複線型というような点での議論の余地もあると思うのですが、しかし教育は理論ばかりでなく、やはりそのときの社会の実情、要望に応じて制度を順応させていくということが必要でありまして、そういう点については、今回のいわゆる高等専門学校法案、こういうものは時宜に適しているとともに、また単線型、複線型に対する一つのテスト・ケースといえますか、これが果たして複線型であると断定できるかどうか別といたしまして、一つの考え方をここに実現してみよう、こういうこともなると思うのであります。そこで先ほど私が御質問申し上げた専科大学との差において、今度の方が当時考えられた専科大学制度よりは、より一そう専門の学芸、おもに理工系でありますから、技術というものの、中級技術者を作るという意味においては、適した内容でなければならぬ。すでに専科大学をやめて、こちらの方の高等専門学校というところに踏み切ったというのには、そういう特色があるのじゃないかと思うのですが、その点についてもう一度重ねてお伺いしたいと思ひます。

それからもう一つ、ただ複線型になったからといって、いわゆる袋小路になっちゃって、そこへ行ったら、将来上の大学方面に進学できないということではないかぬ、こういうことでそちら

の方にも進めるような方法をとってやるのであります。これらについて大学方面の意見というものがもしございましたら、大学の理学部の方面においての、何かそういうふうでは困るといふような意見があるかどうか知りませんけれども、そういうような点があるのか、ないのか。また、もちろんこれは高等専門学校を終えた者が試験を受けて、それだけの資格があるかどうか認めた上で入れるのでありましようが、戦前においても専門学校を出て大学へ行く道があったわけでありまして、それらの点については、過去において試験済みで問題ないと思うのですが、その二点についてお伺いしたいと思ひます。

○内閣府委員 戦前のおが国の教育制度は、非常に袋小路が多かったといふので、教育の機会均等の建前から六・三・三・四という単線型に踏み切ったわけでございます。御指摘のように、欧州諸国におきましては、イギリスでも、西ドイツでも、フランスでも複線型をとっておるわけでございます。ただ、単線型とか複線型と申しましても、要は教育の機会均等をいかに実現するかということにかかるといふのでありまして、どちらの制度がいいとは、私言えないと思ひます。今日西ヨーロッパにおきまして複線型教育をしておるところでも、十分に教育の機会均等を保障しているわけでございます。今回の教育課程の改正におきましても、できるだけ本人の能力なり、進路なり、特性を考慮いたしまして、それぞれ適当なコースに分けるような措置を講じたのでございます。さらにそれだけでは不十分でございますので、今回の高

等専門学校の案は、もっと徹底した一貫教育を行なう、こういう趣旨でございまして、なお教育の機会均等の面から、この卒業生が大学に進学できる道を開いておるのでございます。この場合、大学の方から苦情があるかどうかというお話がございましたが、大学の方からは別に異論を聞いていないのでございます。

○日井委員 この高等専門学校につきましては、先ほど教科課程について何うと、時間制を主としていふという。私は最近の大学の単位とか、学科、時間等の内容をつまびらかにいたしまして、それが、要するに今の大学では、一単位となると、予習、復習というものに相当時間を加える。一時間教授をすれば、それに対して予習を一時間、復習を二時間、こういうように、あわせてみずから力によつて研究する自習ということに相当重きを置いておるように見える。これは確かにいいことですが、しかしやりようによるとなまけられる。予習、復習をする、しないは本人の自由でありますから……。先生と一緒にそれが勉強できて、指導してもらえばいいのですが、なかなか教授もそこまで手が及ばない。そこにやはり実力という問題点があると思ひますが、今度の高等専門学校では、先ほど申し上げたような点に触れたようでございますが、もつとも技術という点になれば、自習というもので、そこに技術の指導者というものが必要ですから、単に予習とか復習とかいう、書物の上だけの研究とは違つたわけでありまして、ですから今度の高等専門学校は、そういう点で当然短期にそれだけ力をつけるということ、多少詰め込み主義とい

うことになると思ひますが、何か学科の上で工夫があつてしかるべきだと思いますが、その点について重ねてお伺いいたします。

○大丸説明員 現在の大学におきましては、いわゆる単位制度をとっておりまして、その単位は、大学の設置基準におきまして、ただいまお話しのように、講義につきましては、教室内における一時間の講義に対して、教室外の一時間の準備の学習といふものを含めて、毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする、こういう計算をとっております。それに対して演習につきましては、二時間の演習に対して一時間の準備、それで毎週二時間、十五週で一単位、それから実験、実習につきましては、前後の準備期間を二、三時間、毎週三時間、十五週を一単位、こういう計算の仕方をしておるわけでございます。こういう単位計算をいたします根拠には、大学におきましては比較的幅の広い教育の科目を開講いたしまして、それで学生個々の選択の余地を残しまして、いろいろな単位、それによつて総合的に一定の単位をとつた者は卒業の資格を与える、それからその教育の課程につきましても、学年別に割り振りをしませんで、在学期間四年なら四年の間に何単位以上に卒業資格を与えるとか、こういう形式をとっておるわけでありまして、これは大学の目的からして、これについてもいろいろ議論はあるわけでございますが、一応現在のところこういった制度をとっておるのであります。

た目標を打ち出してあります。各学科別に差はございますが、それぞれ教育目標といふものははっきりいたしておりますので、こういう幅の広い、ゆとりのある書き方より、むしろ教育の効果を上げるために、そういう意味の単位制はとりませんで、すべてを毎週の授業時数で計算いたしまして、しかも各学年別に、一学年においてこれこれこういう学科を何時間ずつとる、そういう割付をいたしまして、大体それに従つて学生が教育を受ける。自分勝手に好きな科目を先にとるといふようなことでなしに、順序立って教育をいたしまして、そして一般教養並びに専門教育が行なえるようにという構想であります。

○日井委員 ただ一般教養といふもの、これはひとり大学と名がつかぬでも高等専門学校である以上これは重要視すべきことは当然であるので、一般教養となるとこれはある程度自分の努力、考え方次第で幾らでも勉強できるわけでありまして、そこでやはりなるべく早く高等専門学校の低学年のうちから自発的にそういう一般教養を身につける、こういうことが必要じゃないかと私は思ふ。戦前の高等教育で非常に特色があつたのは三年間の高等学校の生活だといわれている。これは私も経験がないからわからぬですが、しかし友だちと行き来したり何かしてしていると、寮に入つて三年間お互いに相当切磋琢磨する。お互いの趣味を言い合ひ、論じ合ひ、研究し合ひ、そこに人間を作るという効果が確かにあつたと思ひます。戦後はどうもそういう点の教育といふものが足りないといふところから一つの問題なり意見がある

わけでありませう。しかし必ずしも合宿しないでもすでに中学校あたりからもあるいは小学校あたりからもクラブ活動というようなことで、それと同様の趣旨でお互いに研究し合い、切磋するといふ教育のいき方はやっているようでありませうが、現在の高等学校でも大学に行つてからそういう教養科目をやらないでも、ある程度高等の教養を身につけるといふような教育の方針でもあるのでありませうし、またそれを徹底させなくてはいかぬ。そういう意味において今度の高等専門学校で一番問題になるのは一つはその点ではないか。先ほど私が御質問申し上げたことをちやうど逆のようなことになるのですが、専門の技術を十分に身につける、しかしまた少なくとも短期大学程度の年限は終えるわけでありませうし、やはり相当な高等教育を受けたといふ、相当な教養といふものを身につけてはならぬといふ点になると、高等専門学校前期三年間のうちに自発的に広く人間完成のための教養というようなものについて、みずからも努力をしなくてはいかぬ。それには単に頭から教へ込むというのじゃなくて、自分が進んで予習、復習をやつて、そして先生に指導してもらつて、こういう点が私は力を尽くさなければならぬ問題だと思ふのです。そこにこの学校の一つのむずかしさもあるし、またやりようによつては非常な効果も上がる制度であるといふふうに考へるのですが、その高等専門学校の前期の部面における教育については、今お話のような点とまた違つたそういう努力というか特色を入れるお考えでありますかどうかです。それらの点について……。

○大丸説明員 御指摘の通り専門教育と申しまして、その基礎になる一般教養なり、基礎教育といふものは重視しなければならぬのでございまして、先ほど大臣もお答え申し上げましたが、相当程度の時間を基礎教育、一般教養にさいております。それでむしろこの基礎科目の時間を職業高等学校の場合と比較いたしますと、むしろ職業高等学校よりも多くなつております。むしろ前三カ年だけを切り離して比較してみますと、職業高等学校ではやらないような語学であるとか、数学であるとか、そういったものはむしろ職業高等学校よりもっと重点を置いております。これは三年だけで世の中に出るのとは違つて、さらにその上に二年おつて専門教育を受けるわけでございますから、そういう意味におきましてむしろ職業高等学校より一般教育と申しますか、基礎教育が強化されておるといふように考えております。

○大丸説明員 御指摘の通り専門教育と申しまして、その基礎になる一般教養なり、基礎教育といふものは重視しなければならぬのでございまして、先ほど大臣もお答え申し上げましたが、相当程度の時間を基礎教育、一般教養にさいております。それでむしろこの基礎科目の時間を職業高等学校の場合と比較いたしますと、むしろ職業高等学校よりも多くなつております。むしろ前三カ年だけを切り離して比較してみますと、職業高等学校ではやらないような語学であるとか、数学であるとか、そういったものはむしろ職業高等学校よりもっと重点を置いております。これは三年だけで世の中に出るのとは違つて、さらにその上に二年おつて専門教育を受けるわけでございますから、そういう意味におきましてむしろ職業高等学校より一般教育と申しますか、基礎教育が強化されておるといふように考えております。

○日井委員 今の学校の六・三制で一つの欠点は、中学校も三年間やはり同じ学校には長くいる方が私は校風になじむ上からいつても、また友だちとお互につき合つて心から相許し得る友だちを作るといふ上からいつても、やはり年限の長い方がいいと思ふ。さつき申し上げましたように、戦前の高等学校三年間、三年間ではあるけれども、そこに全寮制度で接しておる期間といふものは学校における場合でなく、やはり起居をともしして二十四時間一緒にいるといふところにお互いに心を語り合い、許し合うことができるような、またお互いに切磋琢磨できるといふ、そういう期間といふものは同じ三年でも寮に在るといふのでは差がある。そこに戦前の高等学校制度といふものの非常に特色があつたと私は思ふますが、そういう意味においては普通の高等学校三年でまた短期大学二年、こういうふうになつていくよりはやはり一貫して五カ年間同じ学校に学ぶといふことは、これは非常に単純な言葉でいへばいわゆる愛校心と申しましようか、学校に対するなじみ、またお互いの友だちの間においてもそれだけ長くつき合うので、そこに今度の五年制の高等専門学校というものに私は大いに期待するわけでありませう。

○荒木国務大臣 ただいま日井さんの御指摘の通りにわれわれも考へておるのでありまして、少なくとも国立に關します限りは御指摘のような方向づけをいたすように努力をしたいと思ひます。私学の場合は、私学そのものの特色によつて独自の持味が出てくるものと期待するわけでございます。

○濱野委員長 本日はこの程度とし、追つて次回は公報をもつて御通知申し上げます。

これにて散会いたします。
午後五時二分散会

昭和三十六年五月八日印刷

昭和三十六年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局